

月刊 刑政

五月號



沈

刑政日誌

刑務訓

- 一、聖旨ヲ奉戴シ盡忠奉公克ク其ノ職域ニ於テ聖業ヲ翼賛シ奉ランコトヲ期ス
- 一、堅忍持久艱難ヲ克服シ率先範ヲ垂レ受刑者ヲシテ光榮アル皇國臣民ニ復歸セシメンコトヲ期ス
- 一、官紀ヲ重シ上命下服協和一致克ク刑務官精神ヲ昂揚シ寡ヲ以テ其ノ重責ヲ果サンコトヲ期ス

- 三月十三日 名古屋管區委員會開催
- 三月二十二日 保健技師協議會開始
- 三月二十六日 保健技師協議會終了

自昭和十八年三月一日 至 三月二十五日

重要日誌

氏一行來朝 △内閣顧問臨時設置制戰時經濟協議會規程、行政審議規程公布施行、内閣顧問に豊田貞次郎氏ら七氏發令

三月十九日 高千穂丸臺灣沖で撃沈

三月二十日 日佛印間の決済に關する兩國間銀行協定調印 △支那派遣軍總參謀長に松井太久郎大將任命 △各應職員優遇令公布實施

三月二十一日 ヒ總統歸還演説し、東部戰線の安泰を説く

三月二十二日 北京公使館區域回收實施に關する取極及諒解事項調印 △パリモ長官等、勳章御贈與 △内閣顧問初會議 △全國官房長會議開催 △日獨伊三國條約に基く混合專門委員會開かる

三月二十三日 特許發明等實施令、同施行規則公布施行、陸海軍も秘密特許以外公開斷行 △パリモ長官等參内謁見仰付けらる △偉勳の柳本中佐外二將校拜謁仰付けらる △湖北蘇准作戰の綜合戰果發表 △昭和十八年度國民貯蓄増強方策要綱決定

三月二十四日 商工省に金屬回收本部設置、本部長に難波經一氏任命 中南支に於ける軍票の新規發行廢止發表(四月一日實施) △中央物價統制協力會議、日用品對策決定 △港灣行政の綜合運營に關する應急措置發表

三月二十五日 東條首相議會最終日に對外國策の進展闡明 △豐滿ダム發電開始 △四大重點産業協力會發足 △日ソ漁業暫定協定成る

月刊刑政

張 主

勅任典獄がうまれた。行政簡素化に伴ふ優遇によつて、ともかく、勅任の制が認められたのである。それは、行刑人にとつて、年來のはんげき「希望」であつた、それが、今にして漸く達成せられたのである。

ベタ金の肩章にかざられる人が、よし誰人であれ、われわれは其の光榮を祝しその奮起自重をのぞむと共に、また、この制度自體が明い炬火となつて、全刑務官に向つて最も有効なる活潑を興へ、以て斯界に晴れやかなる活氣を生々たる矜持とを横溢させることを期して俟つべきものと考へるのであり、まことに同慶の至りである。われわれは、素直に淡懐に、これをよろこぶ。

時を同じくしてまた、奏任教師の發令をみた。制度としてはむしろ一層劃期的なものであり、従つて、新任各位の責任は重い。「青年學校」制度の現場的完璧は一に自らの双肩にかかるものと目覺し、この思はざる待遇改善の快學に十二分に報ふべきであらう。

方今、文教刷新の波は大きい。行刑教育がそれに遅れないがためにはいろいろの事が爲さねばならぬ。しかも混濁をさけて、ひたむきに教育の正道を推進すべきである。教師は、殊に、この際、少年行刑教育における宗教教育的面をいやくも没却し果てるが如き反動を自戒せよ。また、事に當つては身を挺してつねに積極的に、——しかも身を持すること、ねに謙虚にてあれ。

行刑の責任最も重大なるの秋、勅任典獄と奏任教師とを迎へ得て、一萬刑務官の頰は輝く。

われわれの奉公心はいよいよ固い。

目次

表紙繪(青々嵐風).....初山 滋

主 張.....(一)

外人行刑に就いて.....中尾 文策(二)

生活と創造力.....三 豐祥之助(六)

『フィリップス紀行』より.....小林 次郎(八)

公園と子供たち.....末田 ます(一〇)

無功德の功德.....諏訪 令海(二〇)

隨筆・教育者(下).....添田 知道(二〇)

政策轉換後の支那.....林 秀(二〇)

齊藤方彦氏(上).....大石 武(三〇)

監獄費國庫支辨問題の頃.....島 正 雄(三七)

温故知新.....佐伯 復堂(三三)

莊子物語.....聰 八 郎(三三)

時事トピック.....(五)

新刊紹介.....(八)

南のたより.....(三)

刑務所だより.....(一〇)

東京通信.....(二二)

讀者の聲.....(二六)

俳壇・歌壇.....(三四)

書 道.....(三五)

例 規.....(三六)

刑務官異聞.....(四〇)



外人行刑に就いて

中尾 文策

既に周知の如く大東亞戦争の勃發以來外國人特に白人の收容者が激増して居る。もつとも其の後に成つて之を或は交換船で本國に還したり或は不起訴處分で釋放したりしたので現在の收容者の數は一時に較べて可成り減つたものとは考へられるけれど、それにしても全國殆ど時を同じうしてしかも相當纏つた數で外人の收容を見たと言ふのは今回が初めてであり、之等の者に對する處遇方法が多少其人の關心を惹くに至つて居ることは否めないと思ふ。

さき大東亞戦争勃發するや當局では直ちに行刑局長通牒を以て（昭和十六年十二月）戦時收容ニ係ル外國人ノ處遇ニ關スル件ニ 外人收容者の處遇方針を指示されたが、それはさし當り未決の囚人を對象としたものであつた。其の後時の経過と共に判決確定して既決の受刑者と成る者も次第に出來て居る。之等を遇するに如何なる態度と方針とを以てす可きであるか。二三之に付て所感を述べて見度い。

一

外人處遇の問題は白人に關する限り、當初からあつたのではないことは勿論である。それは明治の中期に至つて治外法權が撤廢されんとするに際して起つた問題であり、爾後今日に至る迄のことを顧みると、此處に明瞭に我が國威の變移を眺めることが出来るのである。

外人處遇に關する當局の方針が指示されたのは此の當時のこと（明治三十二年七月内務省内訓「外國人ノ處遇標準」）である。其の内容を見るに、衣食住特に食物に關しては今日でも殆ど殿様扱ひと言ふも過言ではなく、明治中期の我が民意と比較して如何にそれが思ひ切つた特別處遇であつたかが知られるのである。此の通牒は少く共形の上では現在も尙生きて居る。然し恐らく之を金科玉條として居る所は全國皆無であらう。

二

外人處遇に關しとる可き根本的態度は如何にある可きか。私は受刑者——被告人の問題は本稿の範圍外——を三種類に分ち之に應じて態度を別異す可きものと考へる。

受刑者の三種類とは改善す可き者、必ずしも改善の要なきも改善し得れば其のことの望ましき者、改善不要の者之である。第一の者に對しては日本人に對すると同様の積極的態度を、第三の者には消極的態度を以て臨む可く、第二の者に對しては其の中間の態度をとる。而して此の三種の別は原則として各受刑者の屬する國籍に依つて定める。唯個人的事情に於て特に考慮す可きものある場合には之に依る。

第一の改善す可き者とは、我が國と親善關係に在りて利害を同じくする國に屬する者である。斯る國に對しては我が國としても、精神的にも物質的にもあらゆる方法を以て協力援助を行ふ可きであり、受刑者に對する措置に於ても我が國人に對する態度と之を別異する必要を認めない。よろしく之を改善して其の母國のよき國民たらしむ可きである。

第三の者は敵國又は之に準ずる國に屬する者である。之に對し敵國人たるの故を以て特に之を悪化させるやうな態度を執る可きでないことは勿論である。斯くの如き陋策は日本人としての良心が之を許さない。然し今日私達は敵國人を迄改善してやる程の餘裕を持たない。又それは無用なことである。故に原則としては

治外法權と言ふ煮湯を吞まされて、如何に明治の人達は其の撤廢に血の汗を流したものであるか。思ひあがつた白人から、野蠻人だとか劣等人種だとか言つて馬鹿にされ乍らも、當時の我國としてはじつと齒を食ひしはつて諸制度の改善（歐米的近代化）を事實に依つて彼等に示すの外に途は無かつたのである。勿論此の中に行刑も入つて居る。萬一外人を收容した場合之をどうするかと言ふことは、治外法權撤廢直後に起る最も切實緊要なる問題の一として人の關心を惹いたのである。

一體他國にやつて來て其の法律を破つて犯罪し乍ら其の國の監獄が氣に喰はぬから入れぬなどと言ふことは全く烏滸の沙汰と言ふ外はない。然しそれをしも黙つて聽かなければならぬ所に明治の人達の悲痛な辛苦があつた譯である。

愈々治外法權が撤廢されると言ふことに成ると行刑でも色々なことがあつた。特に今考へても腹の立つのは白人が傲然たる態度で我が監獄を下檢分したことである。新聞記者とか商人などの一團が巢鴨と蝦治橋との監獄を二回に亘つて視察して居るが、其の態度は不遜を極めたものであつたが、之に對し我が當路者は鞠躬如として説明陳辯これ力めてひたすら其の御機嫌を損じまいとし、どうやら彼等が悪い印象を受けなかつたらしいとて胸を撫で下して居る有様であつた。然るに今日はどうであるか。外人處遇に付て私達は、右の如き意味での戸惑ひは最早や經驗しないのである。國威の進展斯くの如し。誰か感激を深くせざる者があらう。

之等の者に對しては少く共改善的努力に關しては全く無關心なる消極的態度を執る可きである。

第二の中間者は、國際關係に於て我が國と通常の状態に在る國の國民である。敵國に非ざること勿論であるが、さりとして特に積極的に親密な關係と言ふのではない國の者は、第一の者の場合のやうに積極的の之を改善す可く乗り出す必要もないと共に、第三の者の如く棄て、顧みないのも妥當ではない。何れかと云へば寧ろ其の改善は望ましいことではある。之に對して中間的態度を執ると言ふのは此の理由に因る。

右に述べたやうな態度に付ては恐らく二つの相反する立場からの非難があるであらう。一體外國人を迄骨を折つて改善教化する必要があるかと言ふのと、たとひ敵國人にせよ其の改善的努力を棄て、顧みないのは人道に反すると言ふ非難とである。何れも一應はもつともな言ひ分である。然し萬國と親善を結び其の國と民との幸福を希望すると言ふのは平和を愛する我が國の最初からの國是であつて、自分の國さへよければ他の國の運命が如何に成つても關知しないと言ふやうな偏狹な態度は我が國是と反するのである。されば私達の最後の理想は、全犯罪者を改善教化して以て其の母國の良民たらしめることに在らねばならない。然し現實の問題としては私達は今眼前に敵國を有する。しかもそれは憎む可く恐る可き相手である。此の敵に屬する者に迄も我が國人に對すると同様なる熱意と努力とを以て改善的努力を盡せと言ふのは、抑私達の國民感情を無視した安價な感傷主義的人道論であるのみならず、刑務官としての私達にはその前に爲す可きことが山程もあると言ふ事實を無視した議論であると言はねばならぬ。

又外國人を改善すると言ふが、風俗人情及び環境を異にした彼等に對して、日本の行刑が其の機能を發揮して目的を達成し得るかと言ふ疑問が起る。外國人の犯罪者は之を追放するのが一番だと言ふ意見は此處から出て來るのである。特に常に受刑者をして眞の日本人たらしむ可く運営されて居る我が行刑は、忠良なる

日本臣民たるの要なき彼等に對して無意味ではないかの疑ひがあるのである。然し私は其處迄の心配は無用であると思ふ。國籍は之を異にしても基本的な人倫道徳は一であり、例へば私達がやかましく言つて居る親孝行を一つ取出して見ても、親を敬はなくてもよいと言ふやうな國は世界の何處にも無いのである。勿論生活其他に付て色々異なる點があるので教化とか改善とか言つても日本人に對するやうには行かないのは當然であり、其處に自ら一定の事實上の制限の生れて來るのは止むを得ぬことである。

四

外人行刑に關する基本的態度と言つたやうなものは右に述べた如くであるが、然らば其の具體的處遇方法は如何にある可きか。話が細かく成るから此處では唯其の二三を拾つて述べる。

先づ其の處遇方法は嘗て考へられた如く、外人をして受刑中出来るだけ不自由を感じさせないと言ふやうな態度から脱却せねばならぬ。日本に來て日本で犯罪し日本の監獄に入つた以上、生活様式が日本のそれであることは極めて當然である。假に日本人が歐米の監獄に入つた場合、和服を着て米の飯と味噌汁澤庵を食べ疊の上に寝ることを許されるであらうか。

私は、衣食住に付ては最早、從來の如き特別の扱ひは原則として不要有害であると思ふ。週三回以上牛肉を給與し三食共パンを給するが如きは以ての外である。如何なる外人も原則として日本式衣食住以外のものを許さる可きではない。

教誨は原則的には總案教誨に出席せしむる必要はない。但し長期刑者及び特別の希望者に付ては此の限りではない。作業入浴頭髪髻鬚に付ても特段の例外を設けることは不要であらう。

特に力を入れて強制可きは日本語の勉強である。言語の通じないことはあらゆる不便不都合の起る原因であつて、外人行刑の機能が阻害されるのは人情風俗の差からよりも寧ろ此の言語不通からの方が大きいと思はれる。日本語を學ばせ



東亞に巨星往來

東條首相は國民政府へ答禮のため先に長岡南京に赴いたが、次で新京を訪れ、滿洲國皇帝陛下の御機嫌を奉伺し同國の發展を祝福した。戦時下總理大臣の海外出張は前例に乏しいことであるが、それだけにその果す役割は大きい。かの敵國首腦が敗戦の度に額をあつめて空しい命議を重ねるのとはまるで違ひ、首相の兩首都訪問は日滿支三國の締盟を愈々固くし、戦争完遂と大東亞建設に一大飛躍を齎すものである。

滿洲國は今第二次五ヶ年計畫實施の途上にあり、殊に四月一日を期して行政機構の改革と空前の人事大異動を行ひ、決戦體制を確立し、戦力増強に邁進しつゝある。

他方中華民國も我對支政策の轉換に應じ三月三十日の還都三周年を境として、國民政府の自力を以て戦時完遂に協力するに至つた。即ち帝國は國府の參戰を機とし租界返還、治外法權撤廢敵産委讓、軍票の新規發行停止等を着々と實現し、中國は中央地方行政、治安維持、物資の收買・配給・移動等を自らの力で營むこととなつたのである。

亡命政權の末路

第二次世界大戦で國の亡びたポーランド・ユゴスラヴィア、和蘭、ノルウェー等はロンドンに逃げ込み形ばかりの政府を組織してゐるが、何れも幽靈政權で米英の手先となりながら、時に邪魔扱ひをされ醜い残骸をさらしてゐる。その代表的なものはポ

ランドで、昭和十四年秋、獨

ることに於ては行刑以外にも利益があることであるから、此の機會を捉へて極力之を強制し獎勵す可きであり、特に當方から彼等の言葉を學んで活用を足さうとする必要の無いのは勿論である。日本人受刑者と雜居させることなどは有効な一方法であらう。

右に述べた處遇方針は原則として例外を許す可きではない。然し例へば短期刑者の如きに對して迄も、無暗に右の原則を固執して自他共に無用の混亂と手數とを重ねることは必ずしも賢明ではなからう。他に特段の支障なき限り或程度に從來の生活様式と自辨物品とを許してもよいと思はれるが、其の取捨選擇は具體的な問題であつて抽象的には言へない。

外人行刑を本稿に述べたからと言つて、別に之が我國の當面する大きな行刑問題だと言ふ譯ではない。之丈の數の外人をしかも此の世界轉換期に扱ふのは我國最初のことであると言ふ意味で此の問題に觸れて見たまのでことである。

宗教的人間

かつての例外的な宗教人は今や時代を代表する典型的人間の地位を獲得しつゝある。

併し夫れは變ることを豫想する典型ではない。變らざるもの、變るべからざるものへの復歸であり、これへの信仰である、これなくして宗教的ヒューマニズムの承認も無意味である。新しき宗教人は時代の解釋の産物でもなく貧窮から饑饉への轉換でもない。生れ來るものは昔ながらの清貧の宗教人である。

單純なる動機、責務の眞實さ、存在への畏敬、一口に云へば神の赤子である。夫れは最もプリミチブなものに關係し乍ら、最も全體的なるものに荷はれるものである。國の成立から、國

意的態度をとらねばかりか、ソ聯側の主張を支持するかの如き立場をとつた。シヨルスキーはアメリカ迄出掛けルーズベルトに哀訴したが取上げられず米英の無理解を嘆くや、政權所在地をロンドンからワシントンに移轉するなごいきまいてゐる。

他方ベタン元帥のフランス再建に叛いたド・ゴールも英の手先となつてフランス植民地で策動を續け、米の尻押するジローと事毎に反目、傀儡政權同志のいがみ合に日を送つてゐる。

ドイツ映畫界の繁榮

戦ふドイツは又映畫界に於ても素晴らしい躍進を示してゐる。即ち昨年中ドイツの映畫観客總數は實に十億六千二百萬人と云ふ未曾有の記録を示した。之に伴ひ映畫館の収益も著増し、一九三九年今次大

の最高の繁榮を包含するものである。そして新しく神に關係づけられる人間、世界的日本の宗教的人間典型は、知性に鍛えられ、知性によつて疲れ果てた近代人である。こゝに初めて精神的承継の轉換——正しき順位の——がある。

動きかけられるのは宗教的人間であり、位置づけられるのは知性的人間である。部分性から解放される宗教は同時に知的文化財を解放しつゝ、これを徹底するものとなる。そこに宗教の普世性と實地的限界がある。又そこが新しき宗教的ヒューマニズムは優れて國家的であると同時に、亦國家は優れて宗教的である所以がある。(『藤秀利氏—宗教的人間—新文化、第十三卷第二號より)

戦時發賣時の映畫館収益總額は四億七千七百萬マルクであつたが一昨年は七億二千六百萬マルク、昨年は八億九千四百萬マルクと倍増を示してゐる。映畫興業税による政府收入も一九四一—二年度には約五千九百十萬マルクと、一九三二—三年度の四倍強の増加となつてゐる。現在ドイツにおける映畫館は七千に上り、その座席數は二百七十萬で歐洲第一位を占めてゐる。

殊に注目されるのは従前風靡してゐたアメリカ映畫を驅逐し、歐洲映畫市場における絶對的獨權を確立したことである。戦前歐洲映畫市場の約半分は米國映畫によつて占められてゐたが、一昨年迄に既に米國は歐洲大陸映畫市場の大部分を喪失してつた。之は又ドイツ映畫界の進展に拍車をかけ國內需要と對外輸出増大によつてドイツ映畫界は大繁榮である。尙これに伴ひ映畫の販賣及び製作の集中化が一段と強化されつゝある。

生活と創造力

繪と文 三 雲 祥 之 助

まだ巴里にゐた時だつた。光線の工合が気に入つたのである書室に移つた。書室といつても前後に窓があるだけで、天井と床に挟まれた箱みたいなもので、ただガラシとして、生活に必要な設備は水道以外には何も無いものであつた。これが日本でなら狭いなりにも臺所とか押入れ、床の間などが一應ついてゐるのであらうが、これは本當の箱なのである。どういふ風に設備していいのか呆然として友人に相談したら

「それは家の解体屋へ行つて、解体した家の古い部分品を買つてきて、自分で設備するのだ」といふことだつた。解体屋へ行くと成程古い板べりや色の剝げた窓の枠や扉や洗面器などが、まるで支那の泥棒市場みたいに露天に並べてあつた。「こんなものを買つて」と思ひながら見てゐると、次第に部屋の飾付けの案がまとまつてきて、必要なものも明らかになつてきた。買つて歸つてから、まづ寢臺の位置をきめ、壁ながら手をのばせば本がとれるやうに低い二段の本箱を

つくり、スタンドを置くと非常に部屋の體裁がでさ上つた。給や額をのせる棚も天井につくつた。仕上げに色を塗ると見違へる程きれいに楽しい部屋になつてしまつた。無精な私にとつてはこれは全く楽しい一週間だつた。この時空間と物を利用して物を作る楽しみといふものがはじめてわかつたやうに思はれた。そしてフトこれは日本の家では出来ないと思つた。日本の住ひでは、勿論一概には言へないが、家の造作は殆んど設計家大工まかせで、座敷、臺所、床の間、などは住む人の意志や習慣に關係なくできてゐて、住む人は與へられたまま住んでゐるのである。何か意圖があつてもその範圍だけのことである。自分の本當の生活から削り出して創るといふことから甚だ遠い。従つて物に對する愛着もただ鑑賞の程度に止まることが多いのである。日本人の生活に無駄の多いこと、人手の加はつた木でも金屬でも、ちよつと壞れたり片輪になると直ぐ捨てる傾向もこんなところに歸因することも案外多いのではないかと思ふ。アメ



支那泥棒市場、
屋の口から

リカ人が戦前物を捨てたのは生産過剰と、壞れたものを修繕したり利用するよりは買ふ方が安いなどといふ資本主義的に毒されてゐたので日本人の物を捨てる傾向とは全く異つてゐた。支那人はこの點はよく整頓されてゐてあらゆるものを利用することを知つてゐたのは生活程度如何もあつたが、感心な程である。支那の泥棒市場で片輪の箸が一本賣つてあつたり、錆びた釘や時計のネジやその他いろいろなガラクタが並んでゐるのも、その間の消息をはつきり物語つてゐるのかも知れない。これは單に生活程度が低いからと片づけられないものがあるのではないかと思はれるといふのは、人手の加はつたあらゆるものを利用するといふことは、とりも直さず、物に加はつた他人の意圖を理解し、他人の勞力を尊重するといふことになるからである。そこからまた獨創的な使用法も、獨創力それ自身即ち生活が生れてくるのである。

私は刑務所のことは全く知らないが、そこには相當いろいろな經歷をもつた人々があると思像してゐる。その人達に事情が許す限り（そんなことはもう既に行はれてゐるかも知れないが）各自に物を作る喜びを與へ獨創力を引き出すやうにすれば、刑務所はそのまゝ一つの生活學校になるかも知れないと思像するのである。



「フライリッピン紀行」より

小林次郎

大正十年歐羅巴からの歸途、印度洋で或る晩南の方に西洋の風の形をした實によく光る星を見つけた。

これがサウザン・クロッスであると云ふことを教へられ、私の眼、私の心の底に其の星の崇高な姿が強く烙きつけられて忘れ得ないものとなつた。それから後又二度遊歐する機会があつたが、此の星を見たばかりに二度とも印度洋經由で行つたのである。昭和八年に貴族院から南洋視察團が派遣された。

私は復たサウザン・クロッスを見る事が出来、と云ふ喜びを以て此の行に参加した。六月十日の正午、土方團長以下十二名の團員が南洋興發の専務部長米作氏の東進の下に横濱港を出帆した。一行は團長以下好い入ばかりであつたので、和氣藪々、話がはずんで船海に愉快であつた。

サンラモン刑務所

六月二十八日朝早くミンダオの西南端のサンボアング港に入港した上陸勿々タンニンの製造所を視察し、更に約二十哩ドライブしてサンラモン刑務所

を視察した。刑務所の典獄は比島政府から訓令があつたと云ふので、非常に深切に我々を案内してくれた。刑務所と云つても罪人を拘禁する建物のみでなく、一種の農園のやうなもので、小屋が方々にあり、成績の好い囚人に妻子を呼び寄せて一緒に住むことが出来るやうになつて居つた。況んや腰に鎖など著けてゐる者は餘り見うけなかつた。一種特別の刑務所である。我が國でよく言ふ別荘行きと云ふ言葉にピッタリ合ふやうな氣がした。當時の收容者は約六百名、椰子共の他を栽培し、細工物を製造して、年額四萬圓位の利益を擧げてゐるとのことであつた。典獄、官舎で水物などを御馳走になつて色々話をすることが出来た。殊に典獄夫人は夢想よく我々一行を稿つてくれた。

ピリビット刑務所

當日七月一日午後一時半、我々は刑務局長マニエル・アルサテ君の案内でピリビット刑務所を視察した。非常に整つた刑務所であつて、二十エーカーの地域を占め、三千人の囚徒を收容し得ると云ふ話

である。監房は中央の高塔を中心に放射狀に配列されて居つて、毎日時間を決めて一般人の視察に供して居る。我々も其の高塔に登つて四方を見下したが、恰も囚人音楽隊、吹奏に連れて亞米利加比島兩國旗の降下式を行つて居つた。其の後囚人から編成された軍隊が分列式をやつて見せて呉れた。此の軍隊は中隊長も、小隊長も囚人であつて、唯其の小銃は流石に木製品で弾丸の出ない奴である。誰かが此の時「衆人（囚人）環視の中」とは此のことだなどと云つて大笑ひをした。分列式が終つてから四角の板を擔いで來て順次に立たした。それには「日本貴族院議員諸君を視察す。又お出で下さい」と書いてあつた。監獄へ又お出で下さいは少々困つたと云つて復た大笑ひをしたものである。

世話になつた人々

多數の人々に世話になつたが、特に記憶にあるのは例のマニエル・アルサテ君である。同君は四十幾歳の若手官吏であつたが、刑法學者で、曾て倫敦で開かれた第一回萬國刑法會議に比島代表として、出席して、我が國の泉二博士等とも親交を結んで居る。日本字の名刺を持つて居つて、我々に對し、徹底的に世話して呉れた。同君は其の秋我々の勸誘に従つて來朝し、聖路加病院に於て鹽田博士の執刀の下に痔疾を治療し、全治して歸國した。其の時の事であるが、私は今でも嬉しい思ひ出がある。司法省で長島次官主催のアルサテ視察團を開いて呉れたこ



☆ 小河滋次郎著作選集(中巻)

小河博士遺文刊行會編
A 五版・五三二頁・定價五圓
(日本評論社)

待望せられてゐた中巻である。

本書はわが監獄學界の先達であられる博士の數多くの遺稿の中から、主として、社會事業・社會教育に關する論策を編纂したものである。上巻は主として行刑關係の遺稿を編纂したものであつたが、本書は行刑界隱退後、於ける博士が、社會事業家として、草創期の我國社會事業に指導せられた當時の遺稿であるが故に、刑事政策の理論的實踐的關聯から切り離すことの出来ない古典的な不朽の名著である。「社會

とである。アルサテ君が刑法の學者であると共に泉二博士と親交があると云ふ理由であつたが、非常に和氣藪々たる會合で、同君は非常に喜んで居つた。外交官が外客を招待したり、外國貿易に關係のある實業家が外國人を接待するのは當然のこと、異とするに足りない。職務に關係なく遠來の友を稿ふと云ふことは國比外交の最高のものであつて、誠に美しい事であると考へる。世間で司法官の頭が化石し

たなどと誤り傳へた時代もあつたが、此の事實に依つても、認識を改めて戴きたいものである。

サウザン・クロッスと日本人

私は信州の産れである。朝鮮半島に關係深いと稱せられて居る出雲系の神社諏訪神社の祭神建御名方命の御子を祀つた建御名方宮彦神別神社の氏子である。それがサウザン・クロッスを仰いで言ひ知れぬ

☆ 劣等兒の科學的指導

石塚清 著者
B 六版・二三七頁・定價二圓 (照林堂)

著者は東京市補助學級委員。劣等兒を人的資源たらしむるには、一つに其の指導方法の如何に在りとの固き信念の下に、本書は之等兒童を對象として、其の訓練、養護、職業指導等人間再生を目標として、あらゆる場面に於ける指導方法を科學的に論述したものであり、斯かる困難なる事業にたゞさばる指導者へのこよなき指針を與へんとしてゐる。行刑技術への示唆多き書として高く評價せらるべき良著である。

事案と方面委員制度「救恤十訓」其の他多くの論文・評論を収め、廣義における社會政策の一翼としての刑事政策に三省すべき多くの教示を與へてゐる。

菊池俊 著者
B 六版・三五九頁・定價二圓八十錢 (成美堂書店)

著者は元武蔵野學院院長。本書は少年教護の意義、教護思想及方法の變遷、少年教護委員の任務、少年教護の法令と施設並びに一般國民教育との關聯等を解明し、將來の向ふべき處を論じてゐる。就中、教護制度が一つの教育形態であること、教護活動は院外に於ける少年教護をも包含した概念のもとに行はるべきこと、少年の人格判定と非行に對する處置とは科學的見地から行はねばならぬこと、而して、人的資源としてのこれら少年に對する社會の猛省を強調してゐること等に本書の重點が置かれてゐる。行刑(殊に少年行刑)以前に於ける對策、すなはち教護制度の實際を知ることは、佩刀の位置を定めて着坐する、武士の心構にひとしく、行刑人に要請せらるべきところであらう。

文部省推薦
☆ 日本工業史
南種康 著者
B 六版・四一九頁・定價三圓 (地人書館)

著者は横濱高等商業學校教授。本書は緒論、傳統工業、近代工業、新興工業、結語の五章に分れ日本工業の歴史を縱の連綿において叙述したものである。ともすればわが刑務作業は、從來その企畫において、業種の選擇において、將又、工場經營の實際において、傳統的な所謂牢獄臭を拂拭し難いものがあつた。惟ふにそれは監獄といふ特殊な場面に於ける經營形態から受ける制約を過重評價し、かかる蝸牛角間に於てのみ管理の方途を考へ、ひろく日本工業一般の發達史に眼を覆ふ傾向の然らしめたところではあるまいか。此の意味に於て本書は今後における工場作業の科學的管理方法を案するに當り多く指針をもたらすであらう。

文部省推薦
☆ 少年教護論



公園と子供たち

末田ます

東京の郊外、狭山公園の近くにある狭山實務學校を參觀したのは昨年の地

郊外にも新春の訪れに學校の周囲はすつかり春めいて閑かな山園を思はせる。職員に案内されるまゝに地久節の式場へ參列した。式場に參集する百五六十名の子供達は案に相違して、外観は何の變つた處もなく皆同じ制服を着けて、校長先生の訓話を聴き、私の來演の挨拶に耳を傾ける様子は普通の國民學校の児童と同様に見受けられ、此等の子供達が、恵まれない境遇から嘗つては犯罪の爲にこの學校へ收容されたかと思ふと感に堪へない次第であつた。

式が終つた後でその子供達の中から二十名程指命されて「私のお母さん」と題する作文の朗讀があつたがこれ等の作文の内容がこゝの子供達全部の通

有性である事を聞いてゐたので、子供を持つ家庭の状態、両親の性情の及ぼす重要さに今更ながら驚いた事と子供を持つ両親の責任の重大さに感を深くしたのである。

子供は人生の若葉であると共に國家の寶玉でもある。子供を強く正しく立派な國民に育成する事は親の重大なる責務でなければならぬ。世に多くの強い正しい立派な子供達が育成して只今前線に、銃後に立派な活動をして國家の爲に如何に尊い礎石となつてゐるかと思ひ合す時、子供の育成に對する親達の責務も容易に了解出来るものと考へる。

子供の一日の生活を觀察すると學齡以前の幼兒を除き朝起きると學校にゆき、規則正しい學校の生活に習育に體育に教養が營まれ、學校から歸ると家庭か或は戸外で自由で併も我儘一杯に

日を送るのである。學校で子供達が日本國民たるの立派な教養を深めても家庭或は戸外の生活がそれに何等連絡もなく、反つて反するものであつたならば純眞な我儘な性質を多分に持つ子供等の性情に或は體位に良き結果を齎さない事は當然で、果ては恐るべき社會的な悲劇がそれ等子供達によつて惹起されるのである。

私はこの様な家庭並戸外の子供達の生活即ち遊びを善導する意味で、微力ながら東京市の公園内の児童指導事業に従事して丁度二十年間、心身を打込んで努力して來、そして幾多の難問題に行き當り、益々家庭或は戸外の子供達の遊びの重要性を痛感してゐる一人である。

何よりも子供の遊び場に付て考へてみたい。東京の様な大都會になると子供達の遊び場は殆んど無い現状であ

る。何處へ行つても交通繁雜な街路上で大勢の子供達が一人の指導者もなく思ひ／＼に遊んでゐる。全く危険で不適當な場所である。又路次裏の狭い空地も單に空地であつて子供達の身體に害あるのみにて良い結果は望まれないと考へる。私は都會の子供達には附近に公園があるならば、少し位遠くても、どうしても公園を遊び場として利用させたい。

公園地は交通の危険から全く解放された場所、緑の樹や草の廣場は燦々として陽光を受ける事も出来、併も子供達の體力を自然に順應して活動力を發散させ丈夫に育て上げる處の運動器具もあり、公園の衛生等についても極力注意してゐるので都會にありては子供達の爲最も適當な遊び場所であると云へるのである。

併し折角理想的な遊び場としての施設があつても、子供達はそれを利用して慾望を満足せよのまゝその施設、その器具は忘れられ、子供達は發展的な慾望達成に燃へて新しい活動に入るものである故に次から／＼と遊びを變へてゆくものである。この様に施設に限りある時遊び場を管理するところの指導者が必要となるので、遊び場の指

導問題も充分考へなければならぬのである。

戸外中でも公園等の遊びに於ける子供の態度を觀察すると大勢の子供達が次から／＼と來る。そして自分達の遊びたい事をしてそれに飽きると又次から次へと歸つてゆく様に堪へずこの様な小群集の連鎖であり、その一群一群の群集が何等の掣肘なく、無統制に遊んでゐる爲精神的、體育的の缺陷の持ち主或は弱性質の者は腕力のある仲間を押されて、仲間はずれとなり折角の愉快な遊び場も亦嫌な様になる。この些細な現象は決して捨て、置くべきものでなく、このまゝ放置して置いたならば社會的な如何なる重大事となるかも知れないのである。それ故

折角よい遊び場はあつても無用の長物であり、これ等雜多な種類の子供達をその年齢、體力、智力に應じ遊びに興味を覚えしめ、共同生活の責任を自覺せしめる爲適當なる指導者の常置を望むものである。

東京市の公園では三十人程の指導員を配して市内にある二〇〇ヶ所餘りの公園を絶えず巡回して公園の利用方法の説明、童話、遊戯、音楽、紙芝居、人形芝居等を實演して集る子供達に見せ情操教育の一助とすると共に都會に

ありては他に見られない樹木や草花等の自然の移り變りを観察し園藝に従事せしめて自然科學的習育を助成し、遊戯、體操により體位の向上と團體的統制の愉快さを味ひながら、共同生活の重要さを吹き込んで將來人間の社會生活に必要な礎地を遊びの中に指導して居り、年々豫期以上の成果を擧げつゝあるのである。



無功德の功德

諏訪令海

「子供は大切だ」と誰も云ふのであるが、往々言葉の表現のみにて終つてゐる人々がある。子供を持つ親が眞劍に考へなければならぬ事である。單に子供を可愛がるのではなく子供の智力に徳育或は體育に應じ血もあり泪もある正しい親の愛情でなければならぬ。

昨今新聞紙上に發表され論議されてゐる悲劇の一として不良少年工或は男女學生の記事を見てこの種教化事業にたずさわるとして時局下誠に遺憾に堪へない。病的な子供、先天的悪質な子供は専門家の指導を俟たねばならぬが、皆原因を探求すれば家庭其他の環境と社會的缺陷が純眞なる子供達の慾望を犯罪にまで追ひ込んで終ふもので、一、二の例外を除き一樣に子供の監督と指導に當る責任者或は親達の愛情の不足があつた様な痛ましい事實とな

ふたのです。『君の苦しい心中は充分察することができる。私にも子供がある、また年はいかぬが、この私の子もやがて君の息子のやうに放蕩者になつて私を困らすやうになるかも知れぬ——知れぬで

つて現はれるのである。この世の中が規範社會である以上多くの人間の慾望をそのまゝ望み通り達成出来るとは考へられない。それ故子供の養育に對する親達の時局認識と吾が國民道徳に順應して子供の遊びに堪へず關心を持つ事が結局正しい、強い、立派な子供に養育する事に外ならない。

私は昨年狭山の實務學校を參觀して得た偶感を思ひ合せ子供の遊び場の問題について簡単に書きしめたのであるが特殊児童を除き皆遊びの生活を指導する事によつて立派に児童を善導出來得る事を確信すると共に一人でも多く優良なる人材を養成して國策の達成を期したいと念願するものである。

はない、むしろさうなることが當然であらう。親である私の今日／＼の生活を省みると、若しこれで私の子が光づ無難に一人前に育つてくれたら、それこそ恵まれた勿體ないことであると思へる。若し私の子が出来て私を

困らせるやうな事になつたら、「お前もさぞ苦しいことであらう、どうか堪忍してくれ、これは全く親としての私が至らぬからのことである」と、我が子の前に頭を下げたい願ひをもつてをる。さうは思ふてゐても、實際の場合に立ち至つたら、そんなに率直に頭をさげ得ずに、矢張り、今の君のやうに腹をたて愚痴をこぼして、さぞかし惱むことであらう。しかし、少なくともそれは、見當違ひのことであるといふことだけは、はつきり省みる親でありたい、と願ふてをる。」

我が子の放蕩の罪を我が子だけに背負はせて責めることは、可愛い我が子の放蕩が親としては先づ大きな苦みであり、その上にまたそれを責める願志の炎に自分をやく、つまり二重の重荷となつて自分に返つてくるのです。

私は或親しい友のために誠心を以て或事件に一生懸命に盡力したことがありました。それにその友は私を裏切つて私に背負ひ投げをくはしたのです。それがために私は非常に苦み、私の意見を用ひなかつた爲めに友は私の豫言通り悪い結果を招いたのでした。「友はなぜ私のまごころを素直にう

けられてくれなかつたのか」と、恨み恨んだその苦惱の暗のドン底に、ふと不思議な光明に接したのです。光明に照しだされた私は「私はなぜ私の誠心を友にうけいれさすことができなかったのか」と、氣づいたのです。自分の罪を自分の罪として背負ふた利那——私はその罪の重荷から救はれた不思議な法悦を感じました。

悪を悪と知り、罪を罪と知ることのできぬのが悪そのものの性質なのです。悪を悪と知り、罪を罪と知るのは悪でないまことの世界から眞實の智慧の光明に照しだされてはじめて、それを信知することができるのです。

多くの説法をふるひにかけて、知識や計らひや人間の精巧さ、そんなものを皆振り落すと、最後に残る純粹のものは、「合掌念佛」であると、聞かして頂きます。私たちは何かに依て苦惱のドン底に墮ち、何かの一大事因縁に遇ふと、何ものか大きなまことのものに掌を合はせ歸依せざるにわれぬものがあります。この「合掌念佛」は私たちの計らひ

南のたより

近頃は通譯なしで職務上の話も出来るようになり、原住民の生活感情なども大分のみこめて参りました。之から仕事が目白く出来るようになること、楽しみにして居ります。先日ははるばると「刑政」を御送り下さいまして誠に有難う御座居ました。わくわくする程の喜びと懐かしさにしはし自分を忘れたことでした。

眞實の宗教は世間的の常識からは全く無功徳です。そんな吾々の欲望の手に依てつかみ得るやうな小さな功徳ではない。實に限りない功徳恩恵のうちに生かされてゐることに眼ざめたる法悦の生活こそ眞實の宗教であります。の日を迎え得ました。多少様子の判然するにつけ、御奉公の覺悟を新に致しております。健康状態は萬點、想像程の暑さありません。先輩諸兄も大元氣に働いてあります。

（爪哇——岩淵 稔）
途甲何事もなく、當地として思ひ出

（マライ——宮内精介）
刑政九、十、十一月號御添附に與り深謝に堪へません。初めて手にする月刊誌が此の刑政で我々の喜びと來たら内地の方の御想像以上です。仕事も段々面白く西浦共々元氣です。



鏡

隨筆・教育者

(下)

添田知道

「よき教師とは、よく生徒に教へられるところのものでなくてはならない。」

坂本龍之輔の言葉である。

はまこと鏡である。あらゆるものを無心に吸収する子供の成長のすがたに、私たちはどれほど己れを省みさせられる機会が多いことであらう。

今日、教師の多くが、此の大きな使命の下にはたして生きてゐるであらうか。寒心のことのみ多く眼に、耳にされるのはおぞましい限りである。

龍之輔は常に生徒には厳格であると同時に親愛を以て臨んでゐた。子供の中に入り込んで行くのである。共に戯れ興じもする裡にはたくまぬ親愛が通ふのであるが、それは又彼にとつては子供たちの性向、意欲を感じとることでもあつた。

その都度、うつかりしたことは出来ぬぞ、と、自己修正をひそかに命ずるのだが、はづること多きにつけ、子供をおそろしくも思ふ。「純粹」なるもの、強さである。

明治以後の日本の教育は、歐米の功利主義に毒されて來た。先進の方法をとり入れるに急なる裡に、危くも、肝腎な己れにある民族の精神を忘れて來たのではなかつたか。

教師はまつたく職業化してしまつた。教師が職業であることの前に、使命であることの忘却から、おぞましくも恥を知らぬ時勢を招來したのだと言へやう。

天真の子供らに多くの示唆をうける。そしてそれは無盡である。彼の指導理論はかうして常に、その足元から拾ひあげられたのである。

しかし又、純粹さほど脆いものもないのである。私たちは、その脆さの故に、尊い「純粹」を、子供を、無慘に踏み碎いてゐるのではないかといふことを絶えず反省してみる必要がある。

教師はまつたく職業化してしまつた。教師が職業であることの前に、使命であることの忘却から、おぞましくも恥を知らぬ時勢を招來したのだと言へやう。

此の大確信と責任の下に、使命のために骨身をけづるのでなくてはなるまい。大東亞を率ひて立つ日本の、文教者の責務こそ重又大であると、臆に銘じなくてはならないのである。

此の時、「よき教師はよく生徒に教へられるところのものでなくてはならない」の虚虚と眞摯さが生きて来る。

筆子の縁

龍之輔の生徒の扱ひは、人の意表に出るものが多かつた。

家計の都合でどうしても子守をしなけれならぬ適齡児は、赤ン坊を負つたまゝ登校させたといふのもそれであれば、排斥される乞食の子を、部落の子を、敢然と就學させたこともそれである。

しかしそれが意表に出ると映るのは、それだけ世俗の眼がくもつてゐたのであることを、龍之輔は身を以て實證したのである。かうして、世の排擠にあつて歪み、埋もれて行くべき子供たちを、多く救ひあげてゐるのであつた。

そして己れがあつた生徒たちには、その貧富や環境の如何を問はずあたまかい眼をそゞいでゐるのだが、その龍之輔ほど、まいたい行爲を憎み斷乎、排しつゞけたものは稀れであつた。

た。

學校をめぐるまいたい行爲は、生徒保護者に依つてなされるのであるが、それは他をおしのけて、己れの子を見てくれよくあらしめようとすると、虚榮と利己の心理に他ならないのである。

さうした自己中心の生活感情が、天眞の子供たちを如何に毒し蝕むかを考へる時、龍之輔は慄然とし、敢然としてこれに抗するのであつた。

賄賂行爲はどこからいかに發達して來たのであらう。これを考へてみることも一つ一つの學的價値があらうほどにそれは根を張つてゐるが、學事に關する限り、さうしたものの匂ひ込む隙を持つたといふことには、聖代の恥辱として、大いなる反省を促がされなくてはならないのである。

その淵源は遠かには探り得べくもないが、寺小屋時代には、師匠は主として筆子の家庭から日用品の品々を贈られることで撈はれてゐたやうである。それらは多く純粹な禮心であり、撈らひの心であつたと思へる。そして、その物や品の價に主格があるのではな

く、それらを通じて心と心が報ひあふところに意味があつたのであらう。

それは一つの民族的な習慣とまでなつて續いて來たのであるが、これに露骨功利的な狙ひが入り込んだのは、なんとはいはうとも、明治以後の歐米思潮の流入に依るものであり、自己没却の歐米隨喜がこれに拍車をかけて來たといふのは否まれないところである。

此の風潮の中に在つて、これを排斥して來た龍之輔の姿が、まことおろかなものに映つたのは、せひもないことである。

しかし所信を貫くといふことは、世俗の風景に映ずる自己の姿を顧慮するところには決して行はれないのであつて、何よりも、己れにはおろることなく生きようとする、眞摯なる「行」から、はじめて「貫き」か生じて來るのである。

龍之輔が贈り物をかたく謝辭するところからは、幾度か悲喜劇が生じてゐる。南村時代、彼の名を慕つて遠く鎌倉郡の瀬谷から通學する者が二人出來たが、盆が來ると、「お粗末ですが」

と、その二人が、家から砂糖の大袋を持たされて來た。それを返してやると、それなり二人の生徒が、登校しなくなつてしまつた。

様子を聞かせてみると、使ひ物を戻されたことから、「筆子の縁を切られた」と嘆息してゐるといふのであつた。親たちは、寺小屋の師匠に對する氣もちを以て、深い慮りもなく、慣習のまゝに、禮心をさゝやかな使ひ物に托したのであつたらう。

それをつき返されてみると、或はその粗末さの故に、怒りを買つたのではないかと思ひ惑ふのも、強ち無理のないことである。

その啓蒙が、また龍之輔の仕事であつた。學務委員の宮本八十吉が、その親たちと惡意であるといふので、これに出かけて行つて貰つて、説得させたのである。

そこに父兄の、新たな教師觀と尊敬がわくのであつたが、尊敬を得れば得るほど、教師の使命感がいよいよはつきりすると共に、教師の學指は忽せに出來なくなつて、ひきしまるのであ

る。

（一）此の時の生徒の一人、足立原慶藏は、殊に龍之輔に傾倒し、その志を立派に繼承したいと念じて師範に入学、現に厚木に在つて校長となつてゐる。）

嚴格

龍之輔の嚴格さは、これに接した者には比類のないものゝやうに思はれたが、その嚴格さは、他に向けられると同時に、絶へず内にも向けられてゐたことを見のがしてはならない。

學業の總計は操行に現れる。いかに學力が具はつてゐても、品行點が低ければ、これを探ることは出來ない。——此の觀方が龍之輔に動かなかつた。

生徒の操行點をひきあげるためにはあらゆる工夫をしてゐるが、最後の方法としては、落第戰術があつた。生徒にとつては最大の懲戒である。

南村の細野惣太郎もそれを喰つた一人であるが、これは的確な奏效であつた。爾來まつたく龍之輔に心服するこ

至つたが、手に負へぬ惡童であつた惣太郎は、今日、村の公共に盡瘁する練達の士となつてゐるのである。

しかも好々々相の中に毅然たる清涼の氣を感じさせる風手に接した時、私は、そこにまつた龍之輔精神の繼承を眼のあたりにして、脈々つきぬ民族のいのちを誇ぎたい氣もちに驅られたのである。

惣太郎に關する話が多い。それは又機を新たにしないでなるとはなるまいが、しかしそれにして惣太郎に於けるほど、弟子の、舊師景仰のすがたを美しく感じさせるものは稀なのである。自分ばかりが眼の敵にされてゐるやうに思つたといふ惡童が、又とない師思ひになるに至つたのには、いかなる機みがあつたのであらう。私はそれを惣太郎氏に訊ねてみたのだが、答は「ついで知らずさうなつた」といふのであつた。

私は、惡童惣太郎が木にのぼつて、下に行く者に罵詈雑言をあびせて快を賣つてゐたといふ時の、女持ちの蛇の目傘にてつきり女と思つてそれらしく罵つ

たのが、圖らずもそれが先生であつたことに吃驚して、危く落ちさうになるのを木にしがみついた、その時、先生は下から叱る代りに「落ちるなよ」と嗚鳴つたといふ、さうした瞬間に、惡童の心理に微妙な轉回作用が起こり出したのではないかと思つたりしたのであるが、さうした考へ方は、心理の動きをもちたちの上に求めようとする淺い作家意識の故であるのかも知れず、嚴格さの裏からにじみ出す慈愛の情が、

「ついで知らず一惡童の心服をもち得たといふのがほんたうであるのかも知れない。」

「叱られた印象のみが強く残つてゐる。後になつてみると、よくぞ叱つて下さつたと、身にしみてありがたく思ふ。ほんたうに自分を思つて下さつたといふことがよくわかつて來たのです。」

叱られたことに感謝するといふことも、今日では並々ならぬ感得である。（それはほど教育のありやうが變つて來てゐたのである。）惣太郎が舊師との交渉は、つねに絶えることがなく、四十

年にわたつて折々の慰訪も缺かなければ、書信の往復も繁かつたことであつた。

偶々龍之輔のハガキを受けての惣太郎の返しに、「先生、もしやどこかお悪いのではありませんか。どうも先生の字がいつもと違ひます」とあつた。その時龍之輔は胃潰瘍に悩んでゐたのである。（一）此の時ほど、教へ子の心をひたひたと感じ、うれしく思つたことはなかつたと、先生は私に洩らされたのだが、なんでもないやうなことがあるが、しかしこれは又並々ならぬ心の通ひであるといはなければならぬ。

落第戰術をとつた他の一つの例は、まつたく違つた方向に走つた。ある神職の孫であつたが、學業が遅れてゐたので、高等科を卒業する時が徴兵適齡になるといふのでは諸事不都合であらうと、これを特別に教授して、進級の迅速を期してやつた。その龍之輔の計らひに充分應へるほどに學業はよかつたが、悪いことには、十七歳、賭博の味を覚え込んでゐて、仲間を募つては

それをやつてゐたことである。いかやうな訓戒も中々きかなかつた。祖父祖母の手に、猫なでに育てられて来たことに、いけない素因があつたものと龍之輔には思はれた。

彼は祖父に懇々と厳しい監督方を要請し、祖父も亦その矯正に意を用ひたといふが、悪癖は容易に拔けなかつたとみえる。午後三時の放課、四十分で歸宅し得る距離であつたが、それに四、五時間を要してゐるといふのは、あきらかに隠れてはよくないことをしてゐるものと察しられてゐた。

甘やかしてゐた祖母も終には小遣錢を與へぬやうにしてゐたといふが、それが又しても悪い結果を招いてゐたのである。各村の神社を廻つては、とりもちで、賽銭釣りをやつてゐたのだ。

卒業間際になつてもその状態であつたから、卒業證書の用意は出来てゐたが、行狀のあらたまる見きはめがつかぬうちは、その證書を與へるわけにはいかなかつた。

要するに落第である。しばらくは通學してゐたが、やがて姿を見せなくな

り、そしてついにそれなりになつてしまつたのである。

後年、龍之輔が東京に出て、萬年學校時代の、ある暑休の一日、南村の生徒だつたといふ男が彼を訪ねて来た。名乗られてもすぐにはわからなかつたが、それが、此の神職の孫であつた。

男は、「あれから後、まつたく行ひを改めて、國學院の神職養成部に學んで證書を得ました」と言つた。

「それはよかつた、よかつた」と龍之輔は喜んだのだが、男はあとをもしもじとしてゐた。やがて言ひにくさうに、「ついでには先生、社掌になるには、此の證書と一緒に、高等科卒業の證書が要るのです。——それが無いといけな

いので、——それを作つて頂くことを、實はお願ひにありがとうございました。」龍之輔はうなづいたが、

「ふむ、それは、出来るものならなんとでもしてあげたいが、私がこゝでそれを作つてやるといふわけにはいかない。證書を出すのは國家の仕事で、國命に従つて渡すものだから、猥りに私に作つたりするのは、公文書偽造

になる。君にしても、事實を詐つては、神職になるべき身が刑事上の罪人にならなくてはならない。——私が事情を委しく手紙に書くから、南村に行つて、もう一遍學校に入りたまへ。」

「それはどうも、——はづかしくて、行かれませんか。」

「いや、さうすれば、今度は容易く證書を買ふことが出来よう。少しははづかしくても、公々然と證書を受けることで、君の將來があかるくなるのではないか。」

さう言つて龍之輔は手紙を書いて與へた。

しかし男は村へは行かなかつたのである。後に大阪で大道商ひをしてゐるといひ、或は田舎相撲になつてゐるといふやうな風聞を龍之輔は耳にしたのである。

これは、惜しい。なんとかならなかつたものかと思ふ。だが、此の男は弱かつたのだ。厳しさは、それをがつちりとうけとめられなかつた時は、あへなく素通りをしてしまふ。

食事が簡素をきはめてゐたことは、涙ぐましいほどのものである。慾望を極度にきりつめてゐたといふよりは、さうした慾望が頭をもたげる隙のないほどに、その生涯は仕事でかためられてゐたのだ。仕事の中に、生きる喜びを感じてゐたのである。

趣味としてはたゞ植物の蒐集があつた。

早くも坂本先生一周忌が来た。三月二十六日。秋川のへりに、先生終焉の家を訪れると、未亡人が令息の任地へ移られたあとの、門はひつそりと閉ざされ、地内に簇生する大輪の喇叭水仙

が、去年の此の日には咲き競つてゐたのがその日には未だかたい蕾ばかりに、氣候の遅れてゐることを思はせるのがよけいにうら寒く感じられた。

しかし此の日は、圖らずも先生の兄御久之輔氏の葬儀の日であつた。同じ寺に、相陸み又相反きもした兄弟の、葬儀と一周忌が重なつて行はれたのである。私は因縁めいた感懷に、西秋留村の春寒を身にしめて頭を垂れたのであつた。

補遺的な

「教育者」第二部では、幾つもの問題を私は素通りしてゐる。登場者の親近が私にそれを存分に書かせなかつたといふ點もあるが、そこに私は作者としての弱體を認めなくてはならない。はづかしいことである。これは作家として決定的な敗北である。

しかし又、枝葉的な事柄を、一つ一つこれをたくつて行けば際限なくひろがるのである。いかにも複雑多岐をきかめた發展に、一貫性を保たせることに苦しんで、切り捨てたものが多い。

しかし不用意の遺漏も亦少くないのである。龍之輔が特別な扱ひをした乞食の子白松少年が篇中では立ち消えになつてゐる。龍之輔は常に自分の後繼者を求めてゐた。その一人たらしめようと囑望した白松を、助教として使ひ、自家の養子分としてその成長を愉しんでゐたのだが、父親に、言葉を構へて連れ戻され、土地を離れてしまつた。電信工夫になつたといふ。龍之輔は條件の

文學報國大會

「文學報國大會」は日本文學報國會主催の下に大詔奉戴日の四月八日午前十時から東京九段下軍人會館大講堂で開かれた。折口信夫氏が大詔を捧讀、會長代理中村武羅夫氏が開會の辭を述べて座長に高島米峰氏を推挙、高島座長の挨拶があつて久米正雄氏は文報の事業方針を説明、吉川英治氏は陸海軍報追進作家の勞苦と功績を稱へ感謝の辭を述べれば陸軍班尾崎士郎、海軍班山岡莊八兩氏が答辭を述べた。

また本年から文學報國會で統一して授賞することになつた各文學賞の昭和十七年度授賞が行はれたが、森山啓、添田知道（新潮賞）、沙和宋一（有馬賞）、倉光俊夫（芥川賞）、神崎武雄、岡山典夫（直木賞）、李無影、盧壽鉉、移動劇團第一隊威和鎮（朝鮮文學賞）氏らが光榮の賞をうけた。

悪い子とその頑張りで教師たらしめんとしたが、そのためには村の舊感情と翻はねばならなかつた。それは當時の情勢にあつては、龍之輔あつてはじめて支へられるものであつたが、その支へも亦表面のことであつて、所詮は貫き得ないことを親は憂ひたのもあつたらうか。

「白松はだまされて連れて行かれたのだ」と龍之輔は惜しんだが、龍之輔は人の心理の裏を讀むといふことをしなかつたやうである。一元的な物の考へ方は、教育者としては當然のことであり、尊いことでもあるに違ひなかつたが、そのために多くの淋しさを味はなければならなかつた。こゝに教育者としても考へなければならぬ多くのものが横はつてゐた筈である。

女教師前田潔子も私は立ち消えにしてゐる。天性の良教師であつた前田は、圓滿退職の後、あらためてその父から龍之輔が監督方を頼まれる件があるのだが、前田が結婚し、離別した相手との問題に絡んで、龍之輔は惱まされるのである。龍之輔の持つ道義感が、微

妙な男女關係を容易に納得させなかつた。結局これも龍之輔の手に負へなかつた問題の一つといふべきであらう。「僕の生涯の中で、後にも先にも、たつた一度、女にだまされたといふのがこれだよ。」

先生はさういふ風に、面白さうに話されたのだが、これらの、龍之輔の手からするりと抜けて行つた事々に、重

要さを認めつゝも、さうした別な發展を持つ事柄を省略したことを、ひと先づ見のがして頂きたいと思ふ。これらは「教育者」終篇のテーマにも絡んで来るものである。

南村の騒擾で、龍之輔が獵銃を持ち出すところがある。この突然はまさに粗漏であつた。これはかねて龍之輔が野外運動の用にもとめてあつた「安全器付三十番徑の村田銃」なのである。殊に妻政子が妊娠してから、食餌には特に注意してゐたが、その營養に資して小鳥をとつて来ては與へたといふ、その役に立てられた銃であつた。營養には充分の考慮が拂はれてゐたことは疑ひがないが、しかし龍之輔の



政策轉換後の支那

還都記念日上海にて

林 秀

外 交 講 話

三月卅日、私はキャセイホテルの七階に目を覚ました。一週日來の雨天が珍らしく晴れ上つて、窓から深い春陽が差し込み、かすかに飛行機の爆音が聞えて来る。

國府還都記念日である。

正午、プロマンで田尻公使とお會ひする約束があつたので、私はその前に一通り街の様子を見て置きたいと思つた。かういふ觀察気分になつたのは實に久振りのことである。といふのは、私は屢々支那へ來た経験から、觀察といふものが如何に無意味なものであるかを知つてゐたから、特にスケジュールを豫定したやうな觀察気分になつたことは近來一度もなかつたのである。私は大抵宿屋にゴロゴロして、偶に人に會ふか、新聞を一日中繰返し讀んでゐる。結局さうして持つて歸つた考へも、朝から晩まで人を訪問したり、資

料を蒐めたりして絞り出した結論と大した徑庭はないやうである。若しも、訪問した人の考へが誤まつてゐたり、資料が一方的だつたりすれば、却つて大勉強の觀察旅行の方に弊害が起り易い。特に要人や名士との形式的な會合や面會には、さうした夾雜物が入り易いものである。それならば、何も支那へ出かける必要がないではないか、といふ反問が當然出て来るだらう。然し、さういふロジカルな思考方法はあまりに日本的に過ぎる。我々はもつと支那式の馬馬虎虎で行かなければならぬ。だから自己辯護ではないが、私は上海の宿屋でゴロゴロしてゐることも、支那人の大きな名刺を掻き集めて來る觀察旅行に決して劣らない有意義な旅行方法であると確信してゐる。

ホテルの廻轉ドアから吐き出されて南京路に出ると、ボーイスカウトみたいな五十人ばかりの少年團が音楽隊を

先頭に行進して來た。右腕に赤腕章をつけた敵國人や、長い着物を著た支那人が、立とまつてそれを眺めてゐる。私はそれらの人々の表情から何かを掴まうと努力してみたが、その無益なことを知つて止めなければならなかつた。チヨコレートショップといふ昔は随分繁盛した喫茶店が、店の戸を半開きにして日章旗をたててゐる。軍管理の敵産だからである。その外には變つたこともない。南京路をどこまでも行く。

競馬場から靜安寺路へ、矢張り黄包車が走り、電車がガタン／＼いひ、人が罵り喚いて、普通通りの上海である。街角の飾窓に人だかりしてゐるのを見てみると、渡支した東條首相が飛行場で田尻公使に何か耳打ちしてゐる寫眞がクロイズ・アツプで出てゐる。東條さんも田尻さんも笑つてゐる。私は暫くの間それを眺めてゐる支那人たちの表情に注意してゐたが、結局矢張り何も掴むことは出来なかつた。かういふ場合、我々日本人は得てして「一體、君等は何を考へてゐるかね？」と訊きたくなる。これが觀察旅行の悪い癖である。

然し、支那人は決してそれだけの買三では返事をしない人種なのである。

若しもその支那人が相手の人間に何んの豫備知識をも持ち合せない場合には、彼は黙つて次の質問を待つてゐる。假りに私が、「僕は實はこれから此の寫眞の田尻公使閣下に晝食を招ばれてゐるのだが……」と重ねて發言したとする。すると、矢庭に彼は雄辯になるのである。「大人、私は感謝と希望とを持つて、この寫眞に見とれてゐたのですよ、汪先生の同生共死といふ言葉を私は思ひ出してゐるのです。」そこで假りに又私が發言する。日本人はさういふ場合、直ぐ知己になつておしやべりをするから——。「いや、僕等は實際お互ひに喧嘩してゐる時ぢやないよ、手を擁へて米英を撃滅するんだね、その爲には、我々は支那の獨立の爲にあらゆる協力を惜しまないが、國民政府も亦自ら爲すところがなければならぬよ」すると件んの支那人は抱きつかぬばかりの感動をもつて話しかけるだらう。「大人よ、大人は實によく支那を御覽になつてゐる、大人のやうに眞の支那を理解する日本人を知つて私はこの上もなく嬉しい、實際です、私たちは協力しなければなりません、然し國民政府は……」と、彼は口角泡をとばして論じ出すのである。

然し、この問答は果して質問と應答といふ風に區別さるべきものだらうか。若しも私が別の角度から質問したなら、彼の支那人は恐らく此の反對のことを同じやうな感動で話し出すに相違ない、してみれば、多くの場合我々日本人は質問と應答を一緒にして支那人はそれに賑やかな合の手を入れてゐるに過ぎないのだ。然も、多くの日本人は「私の言つた支那人は……」といふ歸國の感想を語るのである。

さうして、百年の知己を得たやうな気がして、背包車に乗つて宿屋へ歸つて來る。車代を支拂ふ爲に、すべてのポケットに手をつゝ込んで探した結果財布が見つからなかつたとしても、罪は決して彼の支那人にはないのである。何故ならば、彼は日本人の感想の聞き賃を頂戴したに過ぎないのである。然し、支那人をそのやうにみんなスリであるとするのは怪しからんぢやないか、といふ人もあらう。全くその通りである。そして大部分の支那人が藁口をスリとらないといふことも事實である。だが、藁口をスリ取らないといふことは、藁口以上のものをスリ取つてゐるといふことと同じ場合も決して無くないのである。さうすると藁口をスリ取られた方はまだ罪が輕かつたと思つて我々はあきらめなければなら

ない。私はさう思つた。政策轉換以後の支那問題に對して、我々は多くの批難や贊成の批評、感想を聞いてゐる。現實をみてみると、我々はその大きな渦巻の中に吸ひ込まれる危険を感じる。現實を見ることは必要だが、現實に幻惑されてはならない。若しも我々が性急に政策轉換の結果を掴まうとするならば、必ずこの現實の渦巻にひき入れて了ふであらう。政策轉換の最終的目標は、支那國家の統一完成にある。その目標に達すべく支那社會の現實はまだ／＼多くの脱皮を必要とするだらう。従つて、我々是我々の待望する新中國の誕生の爲に多くの忍耐と努力とを必要とするのである。結果は決して今日明日に現れるものではなく、三年五年の後、或ひはもつともつと後になるかも知れぬ。海岸通りまで來たら恰度十二時の鐘が鳴つた。約東の時間に遅れさうなので、私は日本人らしく時計を出して眺め、そして性急にいらししながら黄包車を探した。合情いづもゾロ／＼してゐる車が一臺もない。目の前には春の陽を浴びて黃浦江が流れるともなく、黄色に鈍く光つて浮んでゐる。

馬馬虎虎、すぐそこだ、歩けばいぢやないか——。(終)

待遇職員

今後近き將來に待遇職員制度全體が再檢討せられ、必要なる整理が實行せられるものと期待せられるのである。……各個の待遇職員制度は種々なる事由に依り、種々なる効果を以て發達し來つたものであるが、現行待遇職員を掲げれば、大體下記の通りである。

(イ) 擔當事務の性質上本官と爲さざるもの
其の地位に於て、本來本官と爲すべき實體を有するも、其の擔當する職務が官廳に於ける主流ならざる爲待遇職員とせられてゐるものがある。

(ロ) 當該官廳に於ける傍系乃至は副的の職務に従事する者
監獄官制に依る保健技師、保健技師、藥劑師、教師、技師、作業技師及作業技師……

(ハ) 監獄官制に依る保健技師以下は監獄に於ける行政の傍系業務に従事するものとして一應に掲げたが、監獄の本來の目的を教化養護に在りとするならば、寧ろ主流的業務に従事する者と云ふべく或は(イ)に掲ぐるを可とするかも知れない。

(ニ) 監獄官制に依る教師等は監獄に於ける副的なる事務に従事する爲、待遇職員とせられたといふよりも、寧ろ本人其の者として待遇する必要がある上、懲罰に接する職執行上の必要より待遇を與へしむる即ち(ト)に近きものと考へることも出来よう。

(ホ) 所謂營造物行政的なる事務に従事するもの……

(イ) 執行的、現業的又は補助的なる職務に従事する者
監獄官制に依る看守、矯正院補導官、警防拘禁所教導、警視廳巡查……
府縣巡查……
※※※ 府縣補導及豫防拘禁所教導の如きは寧ろ雇員的地位なるも職務の性質上特に官吏の待遇を與へらるるもので即ち(ホ)乃至は(ト)に近いものと考へることが出来よう。

(ロ) 警視廳巡查の如きは……この點に於て看守等と共に(ホ)に近いものと考へることが出来よう。

(ハ) 巡査、國民學校訓導等が待遇職員とせらるるは、理論上の問題の外、實際問題として其の員數が非常な多數に上る爲、本官と爲すことを躊躇したものと考へられるのである。

(ニ) 俸給給料が國庫以外の經濟より支拂せらるる本官と爲さざるもの
(イ) 任用資格、俸給、分限其他身分取扱に於て特別なるを要する爲本官と爲さざるもの
(ロ) 本官として任用する過程として暫定的なる取扱を爲す要ある爲本官と爲さざるもの
(ハ) 雇員又は之に準ずる者を優遇するもの
(ニ) 國家的事務に従事するものでは、然るが、純然たる國家事務以外は、其の者自身として之を官吏として待遇する必要なも、其の擔當する職務の性質上官吏として待遇するもの

「待遇職員制度の整理」——自治部次郎十七年十二月號より、筆者は法制局參事官井手成三氏



刑務所だり

東京管區
工場擔當看守鍊成記

東京管區作業統制部

期間 昭和十八年三月三日

同五日(三日間)

場所 奉仕會櫻ヶ丘道場(東京府南多摩郡多摩村關戸)

を興へられる。
午前九時開講式だ。講堂は八十四坪の廣さで正面神殿は裾濃の帳の奥に祭神天照大神を齎す奉る。
同四十五分横庭で國旗掲揚式。十時に電鈴合圖があつて陸軍少將長谷川正道氏の「産業報國の精神」と題する講話が始つた。嘗て乃木大將の薫陶を親しく受けられたと言ふ講師は物柔かな感じのする將軍である。正午に晝食、指導員鍊成員共に、食堂に卓を連ねて戴く、勿論食事の作法に遵つて。

第一日 清河多摩の中流、赤松の繁る丘陵の一角に神殿造りの一字の堂がある。これぞ櫻ヶ丘道場。急坂を登り數十段のきざしを踏んで玄關に到る。時に午前八時三十分。それ〴〵部屋の割當を終へる。道場主任川北指導員が木下、抽木兩指導員を紹介、次で同主任から鍊成生活全般の注意や作法に付て詳細な指示

午後一時から木下指導員の「大祓詞の講義と祝詞奏上の實習あり、行刑も亦神慮奉行であることに氣附いて新たな歡びを感じた。

三時から川北指導員の「國家奉仕の精神」と題する講話があり、引續いて裏山で日本體操(やまとぼたらし)の實演が行はれた。變化に乏しい感がないでもないと思つた。

體操が終ると海ゆかばの齊唱に和して國旗降納を行ふ。

五時に夕食、六時からは懇談である。川北指導員が司會となつて、今日の感想を述懐し會つたり、神の存在を語つたりして、互に胸襟を開き偽りのない心境を話した。
八時三十分漸く打切つて、その場で各自が反省日記を認める。八時四十五分に神拜、夜の神殿は又別な森嚴さを湛えてゐる。
明治天皇御製二首を奉誦。
九時三十分太鼓が鳴つて就寢。——このひそげさ、幽支さ、戦へる國內に斯くしじまのあることは何と言ふ有難いことであらう。

第二日 午前五時床を蹴つて起る、道場の朝は早い。耳を澄せば春告鳥の囀りさえ流れて來た。
六時朝の神拜、「武士道の復活」の輪讀後 明治天皇御製奉誦を行ふ。
六時四十分から清掃の時間だ。便所掃除は躰の緒を切つて以來初めてと言ふ連中が上衣を脱いで黙々と便器に雑巾を當てゝゐる姿は亦尊いものである。七時に朝食。國旗

第三日 起床洗面、朝の神拜、日本體操、清掃と行事は運び時間の経過が馬鹿に早い様な氣がする。一同はそれを惜しむかの様に一動作一作用を叮嚀に行つてゐる。就中今朝の神拜は今迄にない靈感に打たれながらおろがんだのであつた。

朝食後國旗掲揚してから勤勞奉仕をする。石段掃除と木炭運搬、こんな他愛ないこともやつぱり楽しい。
八時四十分川北指導員の「國家奉仕の精神」第三回目の講話。これは平泉澄帝大教授述の「武士道の復活」の釋義である。
十時やをら奉仕會長陸軍大將男爵荒木貞夫氏が演壇に立たれた。題して「時局と思想」と言ふ講話は透徹した觀察、該博な知識、時に諷刺諧謔を交へ、正味二時間三十分。

晝食後食堂に居並んで今回の鍊成全般に付き忌憚なき感想を興へられた用紙に記録した。

午後三時、閉講式。衣冠束帶姿の木下指導員が奉仕して嚴肅なる裡にも懐しい儀式が一抹の感傷を包んで滞りなく進行、次で國旗を降納して全日程を無事完了した。時に三時四十五分。
思へば厳しくも又和やかな鍊成であつた。

決戦下の生活とはいふものゝ兎角大勝利の蔭に甘へた氣持が抜け切れなくて頭を、生活を戰時的に切り換へることに如何に六ヶ敷いかを思ひ知るのである。
今日は二日續きの休み、お隣の畑では青々と野菜の芽が延び揃つて來た。天氣はよし、斯うした二日續の休みでもあると往時の生活の情性の故でもあらうか、たまには映畫も見に行きたいし、近郊の散策もして見たい。御馳走も喰べに行きたいと思ふ。戦時下であるし遠慮せねばなるまいと思ひ止るには相當の努力を要するのである。

こうした日曜では電車も混むだらうし、外食券が無ければ外では食事も取れない、假令取れても一日から増税だ私達の懐具合では手に負へまい。又家を留守にした間に空襲でもあれば近所に迷惑掛けても相済みぬ。こんなことを考へてゐる間につひ出そびれて、お隣の畑を見たのである。そうだとそれより畑でも打つて食糧増産でもやらうか、と思ひついたりやうに歎を持つて畑に出た。

私の一家が外出を止めるとそれだけ

支出は減じし、鐵道の運輸關係も調整出來る、驛の雑沓も緩和出來やうし、第一空襲があつても大丈夫だ、と負け惜しみを考へて居るうちに外出を思ひ止つたことが何かしら非常によいことであつたと考へられて獨りで嬉しなるのである。之と關連して又どうも考へる。斯うしてどどのつまり行き着くところは、生活を簡素にしなければならぬといふ嚴めしい命題でもなければ、簡素な生活しか戦争下に於ては營み得ないといふ諦觀でもない。簡素な生活をして始めて分る安心である、自信である、心強さである。然し其處へ落着いて見れば案外強固な、本當に自信の出來る住みよい生活だとながつく迄には相當に時間が掛る。甘いもの一つ喰べたいと思つても配給が強化されてからは大人は分配に與らなくなつてゐるし、砂糖が足りないから紅茶もコーヒーも遠慮する。然し懸つ



て考へると此頃胃の調子が非常によい、とお蔭であらうか尾籠な話で恐縮だが毎年惱む便秘の不快さも痔の痛さも此の一年知らずに過して來た。成程簡素な生活は是程快適を興へて呉れるかと始めて自信が持てる。言ひ換へるとだ。映畫を観、音楽を聴き、コーヒーを呑んで繊細な感覺と食慾を刺戟してゐた往時の不健康さを丸で都會文化生活の表徴でもあるかのやうに考へてゐたことが込み〴〵思ひ返される。休みにシヤツ一枚で畑を打つ簡素な生活を根底とした強力な生活文化を今迄どうして考へなかつたか、是こそが日本に古來傳つて來た眞の文化ではなかつたか。さうだ之を大きく採り上げて國民生活の色んな分野に應用すれば、之は一大發見だぞ……と力むのである。だがこの思ひ上りも瞬間にして泡の如く消えてしまふ。考へて見れば私の様な平凡な人間は今迄色々政府なり當局から指示された通りの生活をやつて或は戦争のお蔭で始めて今日の安固な生活方法を教へて貰つた譯ではなかつたか。なあんだ我ながら鈍い頭であつた。

たわい、と畑打つ鎌をとめて改めて感心し直した様に妻のすゝめる番茶を啜るのである。
クヤあ畑ですか、これが一番です。身體にはよいし、食糧は増産出來るし、金はかゝらず、人様には迷惑を掛けないうし、全く國策的です。妻もこれさへして居れば喜んで呉れますしね、ハハ……。私はこの頃こればかりですよ。

突然お隣の主人の聲である。成程お隣の主人も同じ考へで居られたのかと獨り可笑しくなつて微笑を送つたことである。

自分では色々考へ廻らして始めて納得することを他の人は直截にやつてのけてゐるのだなと考へながら、ふと、こんなんびりした生活を享樂出來るのも前線の兵隊さんや銃後の産業戦士、お百姓さん方のお蔭であつたわいと忘れ掛けてゐた感謝の氣持を喚び起し、この間隣組で送つた慰問品も今は着いた頃だらうかと、見上げた庭隅の櫻の木は蕾が大分膨らんで東京の四月の空は空襲日和に晴れ渡つてゐた。(つ)

者立創の園香乳

(上) 氏彦芳藤齋

武石大

(一)

——かれら星を見て、歡喜に溢れつゝ、家に入りて、幼児のその母マリヤと偕に在すを見、平伏して拜しかつ寶の匣を獻げて、黄金、乳香、没薬など禮物を獻けたり。——

「乳香園」といふ名は聖書のこの句から出てゐる。キリストの生れた時、東の博士たちがベツレヘムへ往き、その誕生を祝いで、黄金や没薬と一緒に獻げたといふ、乳首に似た香りの高い石、その石の名をかぶせてこの「乳香園」といふ園名が出来たのである。「乳香園」の創立者——かれはキリスト教徒であつた——が、聖書からこの名を取つて来て園名としたのは、昔、東の博士たちが、乳香その他貴重な贈物をマリヤとその幼児とに獻げたやうに、自分の有てゐる一切のもの、最も貴重なるもの——魂を獻けて、世の恵まれぬ多くの「マリヤとその幼児」たちとを護らうとのかれの堅い決意と信念とが托されてゐるのだといふ。敬虔にして崇高なる心の態度である。「乳香園」の名のおこりがかりにさうだとしても、しかし私共としては、今これを轉義して「乳香」を文字通り、乳の香ひといふ

風に解釋して見るのも、亦面白からう。聖書に親しまず、そして「乳香園」が、母と子の保護事業團體であるといふことを最初に知らされた時、人はこの名から一寸さうした暗示を受けるだらう。それ程この名はその實を現はしてゐる。名實相かなふてゐる。「乳香園」は今、豊島區雜司ヶ谷町二ノ四八七番地、高田第一國民學校のすぐ真向ひの一廂、六百坪餘りの敷地に、物靜かにひろがつてゐるが、しかして聰明な人はその物靜かな境の中に、幼児たちが母親の乳首からねぶり、取る乳の香ひを嗅ぎ取り、又その乳で丸々と肥え育つ幼児たちの健かな姿を看て取ることが出来るであらう。そしてその人が更に聰明であつたならば、その大切な乳を母と子のために護りつゞけながら、護りつゞけることによつて、この「乳香園」を、些かな一軒の借家から、財團法人としての今日の立派な組織にまで成長させて来た同園の創立者齋藤芳彦氏の比較的短かつたが、受難と苦闘とに充ちた、いかにも聖徒らしい生涯を思つて見ずにはゐられぬだらう。まことに齋藤氏こそは「乳香園」の生みの親であり、名附け親であり、そして育ての親であつた。にも拘らず氏は、

(二)

「乳香園」が財團法人としての基礎を有つ一歩手前のところで、惜しくも永眠した。世間から見棄てられた。世にも氣の毒な幼児たちの「父」であつた氏は、再び「天の父」の降下へとかへつて行つた。昭和十四年十月二十九日のことである。「乳香園」こそは、氏が一身の犠牲において、又その一生の意義を物語る象徴として、世に残した遺産である。氏は死んでも「乳香園」は生きてゐる。見よ、氏のこの遺産は今昔、東の博士たちが、マリヤとその幼児へ獻けたといふ、あの貴重な贈物にまじした貴重な贈物として、多くの、實に數多くの世の氣の毒な母と子たちのために、乳と家庭の平和とをもたらすべく現に獻げられてゐるではないか。

「乳香園」は、日本で唯一つしかない、哀れな母と子——受刑者の妻子たちの保護指導所である。それ故に詳しくは「乳香園母子寮」と呼ばれる。それは寄邊ない受刑者の妻子たちの憩ひの家であり、母親がその幼児に母乳を授ける場所である。かうした施設は、日本にももつとあつていゝわけなのに唯一つしかないとはどうしたわけだら

う。尤も最近では、釋放者を保護收容する傍ら同様のことを營んでゐる團體も二三は出来たやうだが、少くもその出發點においては日本で唯一のものであつたし、又今日と雖も、受刑者の家族たちの保護指導を表看板としてゐる團體は、「乳香園」がその唯一のものである。釋放者に対する保護事業は、日本でも相當古くから試みられてゐたが受刑者の家族たちの保護救済といふことになると、何故か長い間世間の關心からは外れてゐた。犯罪防止の目的から、又萬民をしてその所を得せしめるといふ一般政治の觀點からして、釋放者を保護する必要があるとすれば、同様の目的若くは觀點から、受刑者の家族たちも亦、當然保護されなければならぬ筈である。何となれば犯罪の芽は多く親のない家庭、光りを失つた家庭、飢の迫る家庭に育まれるが、受刑者の置き残された家庭こそは正しくその典型的なものでなければならぬし、それに夫の、父の犯した罪をその妻子が頗ち有つて、世の白眼に射すくめられてゐなければならぬといふことは、いかにも傷心なことだからである。唯犯罪防止の目的に關する限り、釋放者の保護指導が、直接的な効果を狙つて

ゐるのに對し、受刑者の家庭の保護指導はその効果がより多く間接的であるといふだけの相違はあらう。とはいへより、多く間接的であるといふことは、それがより多く効果的であるといふ事實と相容れないものでは決してない。經驗に富む教師は、自分の妻子が社會で濫い保護を受け、安穩にその日を過してゐることを知ると、受刑者の刑務所内の生活——考へも行動もずつとちがつて来るが、反對の場合、かれは不安と焦燥とに驅られて、動もすれば自暴自棄に陥りやすいといふことをよく知つてゐる。そして自暴自棄の次ぎの段階には再犯が待ち伏せしてゐるといふことをよく知つてゐる。受刑者のさうした心的徑路は、私共にもよく肯ける。家庭といふものは愛と血で描かれた、人間生活の最も本能的な、最も原型的な一つの小さい結合體である。人間は生れながらにして、家庭といふこの結合體につながれて育つ約束を有つてゐるだけに、切つても切れない深い愛深い親しみとがそこには感ぜられる。家庭は自己の延長であり、心の故郷である。高い壁が、夫からその妻を父からその子を隔て、はるても、否隔てゝゐればこそ、受刑者とその家族と

は切ない程、互に相牽き合つてゐるのである。その親愛な妻子が、たま／＼自分の犯した罪のゆゑに、路頭に迷つてゐると知つては、折角正しき道へ引きかへさうとのかれの精進も、とかく阻まれがちとならう。又一方、社會に置き捨てられた家族たちとしても、とりわけ、父の罪名を背負ふ「宿命の兒」として冷たい世間へ投げ出されたその子としては、白眼と、時としては迫害の中にさへあつて、飢餓から絶望へ、絶望から犯罪へと、いつか知らず移して行かぬと、誰れかよく保證し得よう。この意味において、受刑者の家族を保護指導するといふことは、受刑者その人とその家族とを、再犯若くは犯罪の危険から併せ救ふことであつて、つまり二重の意味において犯罪防止の目的に副ふものといはなければなるまい。受刑者の家族保護は犯罪防止の目的達成上、より多く間接的であるが、又より多く効果的であるといふ所以はこゝに存する。

(三)

家庭は社會生活の單位であり、人間生活にとつて一番大切な苗床である。どんな人間でも先づ家庭で生れ、家庭で育ち、そして眼にこそ見えないが、消し難き家庭の「烙印」を背負ふて夫々世の中へ巣立つて行く。人間生活の種々相の構圖は、先づ家庭で素描されるといつてもいゝのである。良き「烙印」がすぐれたる人を約束する代りに悪しき「烙印」は、動もすれば罪の子を豫想させることは、私共の常識である。家庭——親と子との間で一番大切な要素は愛と光りと乳とである。愛があつても光りがなくては、その子の運命は暗いし、又愛は足りても、乳が足りなくては、その子の運命は悲しい。「乳香園」は、それ等の不幸な人々へかれ等が自らの罪なくして社會から奪はれたそれ等幾多の家庭的要素を與へる。端的にいへば「乳香園」は、夫の父の罪のゆゑに「家庭」を見失つたもののへ、再び「家庭」を領つところの、更に大きな一つの家庭である。「乳香園」といふ大きな家庭の中で、かれ等は夫々に各自の「家庭」を分有し、世の白眼と指弾とから免れて、夫の、父の出所の日を心靜に待つてゐる。そして夫の父の出所の日が来ると、かれ等はこれを迎へ、更生の道へと急ぎ立てながら、再び親子水入らずの善良なる家族生活を營むべく、そこから踏み出

すのである。「乳香園」の御蔭で安穩な日を過してゐた家族のことであるから、その夫を、父を更生の道へ急ぎ立てるにイナヤはなく、又安心して刑を終へて来た夫なり、父なりのことであるから、かれとても、急ぎ立てられるまでもなく家族をつれて、自發的に更生の道を進んであらう。かくて、前科の消えた前科者の更生の家庭には、再び愛と光りと乳とがかけり、久しぶりにかれ等は一家の春を樂しむことが出来るのである。要するに「乳香園」は夫なり、父なりの罪によつてその家庭を見舞つた一時的暗黒を明るくする燈火であり、そしてその燈火が、犯罪防止に少からず役立つ意味において、その存在は「世鹽」であるといふべきであらう。

(四)

齋藤氏が、昭和五年に「乳香園」を創設したその最初の動機が果して那邊に在つたかは、今これを詳しし得ない。しかしながらそれが犯罪防止といふやうな、社會的な又行政的な、そして比較的理性的な動機から出發したものと解釋すべく、當時すでに一個のキリスト教徒としての宗教意識に燃え、

その性格の中には嚴肅な「求道者」を立たせ、その血管の中には、熱い血をたぎらせてゐた氏の、あの熱烈な信仰と純真な情感とが餘りにも無視されるやうにも思はれる。恐らく氏の最初の動機は多くの社會事業がさうであるやうに、氏自身の氏の持前の、本能的な衝動的な實に止むに止まれぬ人類愛の精神から出發したものであらうと想像される。氏は青年時代から、かりにも哀れな人々、氣の毒な人々、不幸な人々を見たり、聞いたりすると、ちつとしてほろろした性質だつたらしい。それ等の人々に對する愛と同情との念が瞬間、氏の胸を衝き上げ、氏の血管に溢りわたつて目を掩ふて過すわけには行かなかつたらしい。それは理性と思辨とを超えた氏の本能であり、衝動であつた。氏は少年時代に早くすでにキリスト教の洗禮を受けた。氏をして何がさうさせたかは、今日ハッキリしないが、それは恐らく氏の生來の本質、——人類愛の本能と衝動と無關係の動機からではあるまいと思ふ。キリスト教は愛の教へである。神の道は愛の道である。氏の有つ愛の本質が、かくて氏を神の道へ近づかせたのもあらうか、同時に又その良き本質がキリスト

教の教へによつて搖ぎなき信念にまで培はれ、築き上げられて行つたことも否めないだらうと思ふ。ひとしくキリスト教的人類愛の精神に出發してゐるとはいへ、氏が氏の一生の仕事の對象として、他の社會事業を選ぶことの代りに、特に受刑者の家族だちの保護指導といふ方面を選んだのは、これ亦いかなる動機からであつたらうか。想ふに動機といふよりも、それは一種の成行きであつたかもしれない。かりに成行きであつたとしても、私共は、そこにたま／＼氏のすぐれたる見識が窺ひ得るやうな氣がする。受刑者の家族だちの保護指導といふ氏の事業が、昭和五年の「乳香園」の創立に始まると思ふにしても——實はそれ以前からであつた——それは、前にも述べたやうに日本で最初の試みであつた。そしてこの時の氏の頭には、人類愛の本能と衝動との外に、犯罪防止のためといふ觀念もあつたこと、想像されるが、かくの如く世に魁けて、「受刑者の家族を保護することによつて犯罪を防止する」といふ點に着眼したところに、私共としては氏のすぐれたる見識を見逃してはなるまいと思はれるのである。すべからず先覺者には、その事業を經營するが

ための創意と工夫とを要するが、同時に又世の誤解を解き、誤解から来る損斥を堪え忍ぶだけの苦心と忍耐とが要求される。釋放者の保護事業が一つの常識として世間から受け入れられつゝあつた時代に於ても、同じ目的を有ち、唯内容——心ある人にとつては、釋放者保護事業のそれ以上に傷心の對象となるであらうところの——がちがふだけの、受刑者の家族の保護といふことに對しては、世間も一向相手にしなかつた。「悪いことをしたものの、家族だもの仕方がないさ」これが世間の常識であつた。かくて、夫を奪はれ、父を奪はれた憐れむべき「迷羊」だちは自らの罪なくして、徒に路頭を彷徨してゐなければならなかつた。だが、やがてそれ等の「迷羊」たちへも、救ひの手は伸べられるであらう。高く神の國を指し、低く人の子を抱き取り、涙を以てこれを愛撫し、そしてそれによつて人の子を罪の陥穽から防ぎ護らうとするその手が、救ひの手であつた。先覺者にして同時に勝利者であるわが齋藤芳彦氏がその救ひの手の主であつた。一つの事に先鞭をつけるといふことはその人の見識を物語るものでなくて何であらう。

齋藤氏の、キリスト教徒としての人類愛の精神と、先覺者としてのその見識を知るだけではしかし、未だ齋藤氏の、全人格を知りつくしたとはいへない。先づ「乳香園」が僅々十二三年の間に、何故、些やかな一軒の借家から財團法人として今日の立派な組織にまで成長して来たかといふ、この嚴たる事實に思ひをいたして見るが、言はずと知れた、それは氏の超凡の意力と實行力との結果でなければならぬ。意力と實行力、これが氏の性格を特色づける最も主要なるもの、一つであつた。氏は一つやらうと決心したこと、は、飽くまでこれをやり通した。決して後へは引かなかつたし、勿論中途で投げ出すやうなことは絶対になかつた。氏には、東北人特有のねばり強さが何事にもついてまはつた。華ではないがねばりがあつた。水の科にみちて進むが如く、氏はすきま／＼と一步に塞ぎながら、漸次先き／＼と滲透して行くねばりがあつた。それは、恰も名の兵を用ゆるが如きものであつた。氏の意力と實行力とは、氏の持前であるこのねばりと滲透力とに方向づけら

(五)

れて、氏をして「不撓不屈の闘士」たらしめた。細面の、一見きや／＼らしい氏の風貌の何處に、そんな底力が潜んでゐるのかしらと思はれた。齋藤未亡人の語るところによると、何か困難なことに差しかゝり、傍目でハラ／＼して、一つ忠告でもしようかと思ふときは、氏はすでにこれを實行してゐたといふことである。氏の流儀は、ぼつと人目に立つやうなやり方ではない。どちらかといふと、内省的、沈潜的な思索に裏附けられてゐた。氏の仕事にはいふ／＼がかけられてゐた。だがそれだけ又底光りがしてゐた、今日齋藤氏の名がひろく世間に知られてゐない割に「乳香園」の實が、世人の想像以上に、その成績を擧げてゐる所以も亦こゝに存すると思ふ。未亡人は、「齋藤は、あゝいふ仕事をするために生れて来たのでせうね」と語られるのであるが、それはたしかにさうであらう。世の中には小器用で何にでも向く人があり、又何事をやらしても、一通りはやつて退ける人がある。かと思ふと又反對に、世の中には或る一つの仕事をすべく運命づけられてをり、その代りその仕事にかけては、世の光りともならうといふ人がある。齋藤氏の

意力と實行力とは、何事をやらしてもその仕事を成功にまで導いてあつたかもしれないが、しかし本質的には、未亡人の語りが如く、氏は後者の範疇に屬する人であつたらうと思はれる。前者の範疇に屬する人の多くは、材幹や能力はあつても、個性に乏しい。少くも個性、重量に乏しい。底荷の重量のない船は正確な針路を走らない。孔子が「君子は器ならず」といつたのも、君子の有つさうした屬性を指摘してゐるのではないかと思ふ。引き換へ、後者の範疇に屬する人には個性がある。個性の重量がある。その個性の重量がその人の或は有つてゐるかも知れない散漫性若くは多角性を統一して、これを一つの移すべからざる、時としては動きの取れない力——信念にまで築き上げる。齋藤氏は、何故あのやうに人を動かしたか。答は簡單である。氏にはかうした統一した力——信念があつたからである。この信念は氏の場合キリスト教的信仰に裏附けられて一層力強きものとなり、それが被保護者に對しては「愛撫」となり、又後援者に對しては「誠意」となつて現はれ、つひに「乳香園」を今日の成功にまで導いたのであらう。

さて、私は餘りに前置に停滯しすぎた。これから齋藤氏自身の生涯について語らなければならぬ。齋藤氏は青森縣弘前市の人である。生れた家は、舊津輕藩の藩士で、昔、殿様の御宿を承つた時に使用したといふ茶碗が、今でも同家の親戚に残つてゐるといふから、先づ相當の家柄であつたらしく、何でも三百年の由緒を誇る家柄だつたといはれてゐる。しかし齋藤氏の生れた頃には昔の面影はなく、家運も餘程左前になつてゐたらしい。氏の生母はやはり津輕藩士の女であつたが、何か家庭に事情があつて、氏が幼少の折、生別したといふことである。父は弘前市で醫師を営んでゐたといふから、生活には別に差支ない筈だつたのに、この父といふ人が又變りもので、書道に凝つて、一向に家業を顧みなかつたので、旁々氏は生れたがらにして、家庭的には餘り惠まれた方ではなかつたらしいのである。そんなわけで氏は早くから祖母の手で育てられた。この祖母といふ人は、武士の女だけに、孫の躰け方もな／＼厳格であつたが、同時に無限の愛情を以て氏

(六)

に臨んだらしいのである。つまり氏は「嚴父慈母」を一人の祖母に見出して人となつて来たわけである。下世話にも「婆さん育ちは賣つても三百値が安い」といふが、氏の場合、別だつた。或る意味では、祖母の感化が、氏の生涯を支配してゐるといつてもいいかも知れない。支配とまでなくとも、ともかく氏は祖母の感化を餘程受けてゐたらしいのである。氏は成長後も常にそのことを口に、「祖母の恩は忘れてはならぬ。何とかして祖母に酬むなけれ



「あ、庭の植木の枝打ちをやつたら、薪がないと言つてゐるが、ふん」とだ
「工員が皆、手ぶらでゆくが辨當はどうするんだろ」
「あれ、朝つばらから何の行列だろ、ほ、煙草の買出部隊か、寒いのに御苦勞さんだね」
「どこ、何處からとなく聞えて来るこんな怪しげな耳に乍ら車中へ目を配ると、受刑者に等しく慄れものゝやうに窓から眼を放さない。なかには何か新発見でもしたのか唾を呑み込む者もあれば、嬉しむのを見たのとニヤリする者もあつて、まこと、この窓こそはあるがまゝに許された彼等の自由の眼であらうか。」

「あ、庭の植木の枝打ちをやつたら、薪がないと言つてゐるが、ふん」とだ
「工員が皆、手ぶらでゆくが辨當はどうするんだろ」
「あれ、朝つばらから何の行列だろ、ほ、煙草の買出部隊か、寒いのに御苦勞さんだね」
「どこ、何處からとなく聞えて来るこんな怪しげな耳に乍ら車中へ目を配ると、受刑者に等しく慄れものゝやうに窓から眼を放さない。なかには何か新発見でもしたのか唾を呑み込む者もあれば、嬉しむのを見たのとニヤリする者もあつて、まこと、この窓こそはあるがまゝに許された彼等の自由の眼であらうか。」

ばならぬ」と、よく夫人に語つたといふことである。父母この世に在すのに父母の恩を語らずしてひとり祖母の恩を説く、事それ自體がすでに變態である。この變態的な家庭が、氏の幼い頭に果してどんな影響を與へたであらうか。妄りにこれを揣摩臆測することは私共には容易に許されぬことではあるが、しかし氏が後年、人の子の「家庭」といふ問題に對し、深い關心を有つに至つたことは、或は氏のかうした個人的事情がある程度、はたらいてゐ

みか役とくからの動作ではなくて在所者の誰しもが持つてゐる偽りなき慾望の一所作であらう。

彼等が構外でトロツコ押しをしてゐても、工場で彈藥箱を叩いてゐても又監房で紙函を貼つてゐても、やつぱり同じ戦國の日本人であつてみれば大東亞戦争の現況や社會實情を心の外に置くことの出来ぬことは勿論で、新戦況や活社會の姿、響き、匂ひなどをどれ程知りたがつてゐるかは私達に想像以上であつて、この眞剣な意欲をただ見てゐるだけでは濟まない氣がするのである。

過日、休憩時間に作業場備付のラヂオでニュースを聞かせたところ折よく勇壯な軍艦行進曲と共に皇軍の大戦果發表があり、この快報に接した彼等の感涙は譬へ様もなく、その姿には受刑

たのではないかしらと想像される。快活ではあつたが、比較的口數の少なかつた氏は、平素かうした問題には餘り觸れようとしなかつたらしいのであるが、先づ物の道理がさうしたものであるまいか。特に氏が幼くして母親と生別したこと、「乳香園」の主人として「母と子」を護つて来たこと、の問題には、そこに一脈のつながりの線が引かれてゐるやうに思へてならない。何れにしても氏は、生涯の出発點においてすでに人間の「不幸」を知つた。だ

者らしい陰影は少しも見受けられなかつたし、又當日の作業も一段とはずんだことも今尚ほ印象に新しい。

いま、時宜に適した教誨、教育や圖書の閱讀、さてはラヂオの聴取、ニュース映畫の觀覽等を施行して彼等の德育知育を計つてはゐるが、未だ隔靴搔痒の感がないとは言へない、彼等もつと切實な、新鮮なものを希つてゐるのではあるまいか。

こゝで、長期刑を終へた囚人をぼんと釋放したらどんなであらう、彼はきつと世の中の變つ方の烈しさに眩暈を覺ゆるに違ひない、われ／＼の行住座臥悉くが一新されてゐるのだからその日からの生活に戸惑ひするのは必定だ。

車の速度が少し落ちた、作業場へ近づいたらしい、見ると車の片側に

が、人間の「不幸」を知ることには、それ自身、決して不幸なことではない。古來、いかなる精神的事業が、人間の「不幸」を知らないものゝ手によつて創始され、又完成されてゐるか。恐らくそれは絶無ではあるまいか。氏が幼くして人間の「不幸」を知つたのは、未亡人のいはゆる「齋藤はあゝいふ仕事をするために、生れて来たのでせうね」といふ氏にとつて、その仕事の準備の第一歩であつたのである。

は夥しい工員達の群が逞しい顔を揃えて職場へ、増産へ足どりを早めて往つてゐるのである。

（府中——井上謙治）
海軍兵學校で行ふところの、彌山登りや、總端艇競争の訓練は、猛烈極まるものであらうし、私共のラヂオ體操や艇足は、飯事に過ぎぬけれども、鍊成精神を以て、組織的に實行すれば、精神如何にある。私は、海軍の「必勝精神養成と同様、刑務所にも、魂を造るため必要適切な『行』を刑上實施して、頑健な體軀と、不屈の精神力を鍊成して、銃後に送りたいと希ふて已まぬものである。

（鷹見町——中野生）
参照ノ爲政府直轄……タル所ノ集治監ニ附イテモ調ヲ致シマシタ、是ハ三十二年ノ豫算デアリマス、集治監ノ囚人ハ三十二年ニ於テハ八千人ト云フコトデアリマス、サウシテ此費用ハ八十七萬圓餘トナツテ居リマス、囚人一人當リノ費用ト申シマスルモノハ百九圓餘ニナツテ居リマス、雜收入ハ一人當リガ十九圓九十五錢ト云フコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ是モ亦前ノ府縣監獄ノ囚人ノ例ヲ以テ失フ所ト得ル所トヲ差引キマスルト其實費ト云フモノハ九十圓ト云フコトニナツテ居リマス、ソレカ又吏員ノ數ハ幾人カト申シマスト千五百五十人デアリマス、サウシテ一人當リノ俸給ト云フモノハ十一圓八十六錢ト云フコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ府縣監獄費ト對照シテ見マスルト之ヲ一年ニ致シマス、集治監ノ官吏ノ方ガ十五圓九十六錢ト云フ多クノ俸給ヲ取ツテ居ル勘定ニナリマス、政府委員ハ之ヲ辯ジテ云ハレマスニ集治監ノ罪人ト云フモノハ府縣監獄ニ居ルモノトハ性質ガ大分違フ、身體モ壯健ナ者ガ多ク依ツテ食料モ多ク與ヘナケレバナラヌ、ソレカラ押送等ノ費用モ甚ダ

「監獄費國庫支辨」問題の頃 (四完)

島 正 雄

曾我委員長ハ立ツテ先ヅ

○府縣監獄費及府縣監獄建築修繕ノ國庫支辨ニ關スル法律案、此案ノ審査會ノ有様ヲ御報告致シマス、抑々此案ト申シマスルモノハ歴史附ノ案デアリマシテ是マデ、議院ニ提出セラレタコトガ政府ヨリ三回、貴族院ヨリ二回、衆議院ヨリ二回、合セテ七回帝國議會ニ出タ案デアルサウデアリマス、審査會ニ於キマシテ極メテ多クノ質問ガ出マシタ、八方質問ガ出マシタ、其結果トシテ調査ハ随分種々ノ點マデモ及ビマシテ今報告ノ便利ヲ圖リマシテ、三段ニ分ツテ委員會ノ有様ヲ報告致シマス。
第一ニハ監獄ノ現在ノ有様、今府縣ニ屬シマス所ノ監獄ノ數ト申シマスモノハ百二十五アリマス、中ニ本署ト云フモノガ四十七アリマス、本署四十七ヲ除ケバト支署ト云フ譯ニナリマス、在監囚人ノ數ト云フモ

ノハ近年大概六萬人ヲ下リマセヌ、三十二年ノ三月末日ノ調ニ依リマスト六萬五千四百四十四人ノ數デアリマス、之ニ對スル費用ト云フモノハ近年大概四百三十四萬圓費シテ居リマス、三十一年度ハ四百四十二萬圓餘デアリ、三十二年度ハ四百三十三萬圓餘デアリマス、而シテ今ノ金額ノ内ニ三十三萬圓若クハ四十三萬圓ト云フモノハ建築修繕ニ費ス所ノモノデアリマス、ソレ故ニ在監人ノ一人當リノ費用ト云フモノハドレ位カト申シマスルト大略一箇年ニ囚人一人ニ附イテ費ス所ノモノハ六十圓乃至七十圓ノ間デアリマス、委シク申セバ三十一年度ハ六十八圓餘、三十二年度ハ六十六圓餘ト斯ウ云フ譯ニナリマス、ソレカラ監獄ニ入ル所ノ即チ雜收入ハ大略是モ毎年百萬圓以上百五十萬圓位デアリマス、三十一年度ハ百五十萬圓デアリマ

シテ三十二年度ハ百零七萬圓デアリマス、囚人一人當リニシマスルト三十一年度ハ十八圓餘、三十二年度ハ十七圓餘、是ガ即チ囚獄ノ働イテ取ル所ノ雜收入デアリマス、故ニ此雜收入ヲ引去リマスレバ一人當リノ實費ト云フモノハ大略五十圓ト云フコトニナリマス、即チ府縣監獄ニ居ル所ノ囚人ニ失ヒマス所ノ金ハ差引イテ一年ニ一人五十圓バカリニ當ル、斯ウ云フ譯ニナリマス、ソレカラ又監獄ニ徒事スル所ノ官吏、此數ト云フモノハ三十一年度、三十二年度ニハ九千六百九人デアリマス、此三十二年度ノコトハ總テ豫算デアリマスカラマダ決算ノ出來ヤウハアリマセヌソレダケハ御斷リヲシテ置キマス、サウシテ俸給ノ總額ト云フモノハ百二十二萬圓餘デアリマス、ソレ故ニ一人當リハ月ニ割リマスレバ十圓五十三錢ト云フモノニナリマス、尙ホ

參照ノ爲政府直轄……タル所ノ集治監ニ附イテモ調ヲ致シマシタ、是ハ三十二年ノ豫算デアリマス、集治監ノ囚人ハ三十二年ニ於テハ八千人ト云フコトデアリマス、サウシテ此費用ハ八十七萬圓餘トナツテ居リマス、囚人一人當リノ費用ト申シマスルモノハ百九圓餘ニナツテ居リマス、雜收入ハ一人當リガ十九圓九十五錢ト云フコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ是モ亦前ノ府縣監獄ノ囚人ノ例ヲ以テ失フ所ト得ル所トヲ差引キマスルト其實費ト云フモノハ九十圓ト云フコトニナツテ居リマス、ソレカ又吏員ノ數ハ幾人カト申シマスト千五百五十人デアリマス、サウシテ一人當リノ俸給ト云フモノハ十一圓八十六錢ト云フコトニナツテ居リマス、ソレ故ニ府縣監獄費ト對照シテ見マスルト之ヲ一年ニ致シマス、集治監ノ官吏ノ方ガ十五圓九十六錢ト云フ多クノ俸給ヲ取ツテ居ル勘定ニナリマス、政府委員ハ之ヲ辯ジテ云ハレマスニ集治監ノ罪人ト云フモノハ府縣監獄ニ居ルモノトハ性質ガ大分違フ、身體モ壯健ナ者ガ多ク依ツテ食料モ多ク與ヘナケレバナラヌ、ソレカラ押送等ノ費用モ甚ダ

多イ、ソレカラ又在ル所ト云フモノハ北海道ナンドト云フ邊鄙ナ所ニ在ルニ依ツテ之ニ對シテ自然物價モ昂イニ依ツテ費用ガ餘計要ルト斯ウ云フ辯解ヲ與ヘラレマシタ……云々……と特別委員會での本案審査の経過及び結果を詳細に互つて報告をした。續いて討論に入るや三好退藏君は直ちに起つて

○本員ハ特別委員ノ一人トシテ委員會ニ於テ調査致シマシタル所ノ結果餘儀ナク此案ニ反對シナケレバナラヌト云フ決心ヲ致シタノデアリマス今其ノ理由ヲ申述ベテ諸君ノ御判斷ヲ仰ギタイト思ヒマス、抑々監獄ナルモノハ諸君御承知ノ如ク自由刑ノ執行ヲ爲ス所ノ場所デアアル、而シテ其刑ノ執行ヲ爲シマスノハ刑ノ言渡ヲ爲シタル所ノ檢事又ハ上告裁判所ノ受ケタル所ノ檢事ノ命令ニ依ツテ執行ヲ爲スノデアアル、併ナガラ檢事ハ唯執行ヲ命令スルノミデアツテ其執行ヲ爲ス所ノモノハ典獄デアアル、ソレ故ニ刑ノ執行ハ檢事ノ職務ト典獄ノ職務ト相俟ツテ全ク爲シ遂ゲラレル所ノモノデアアル、斯ノ如キ監獄事務ニ於キマシテハ純粹ノ行政官ガ之ヲ執行スルノデアアリマスルケレド

モ、其事務ノ性質ヨリ之ヲ申シマスレバ是ハ刑事裁判ノ執行デアリマスカラ民事裁判ノ執行ト同ジク、司法事務ノ一部デアアルト云ハナケレバナリマセヌ、既ニ司法事務ノ一部デアリマシタトキニハ其監督ト云フモノハ司法省ノ管轄ト爲ツテ司法大臣ガ檢事ヲシテ之ヲ監督セシムルト云フコトガ適當ナルコトデアアルニ相違ナイ、サレバコソ歐洲諸國ニ於キマシテモ此監獄ノ事務ハ概ネ司法省ノ主管ニ屬シテ居リマシテ、其刑ノ目的ヲ達スルヤウニ司法機關ヲ以テ之ヲ監督シテ、刑ヲ執行スル目的ヲ達スル所ノ方針ヲ採ツテ居ルノデアアリマス、殊ニ此未決監ハ最モ裁判所ト密接ノ關係ヲ持ツテ居ル所ノモノデアリマスルニ依ツテ、其被告事件ノ豫審中デアアルト又ハ公判中デアアルトニ拘ラズ相當ノ取締ヲ要スル所ノモノデアアル、其取締ヲ爲シマスルニハ裁判關係ノ事實如何、其犯狀ノ如何等ヲ承知シテ居ル所ノ者デナケレバ此取締ヲ爲ス上ニ附イテ指揮命令ヲスルコトハ出來ナイノデアアル、ソレ故ニ歐洲各國ノ例ニ依ツテ見マシテモ既決監ハ或ハ司法、内務ノ兩屬ト爲リ或ハ又内務ノ主管專屬ト爲ツテ居

ル所ガアルニモ拘ラズ、未決監ト云フモノニ至リマシテハ總テ裁判所ノ構内若クハ其附近ニ設置シテアツテ其主管モ案ヨリ司法ノ主管トシテ、裁判事務ノ一部トシテ取扱ハレテ居ルノデアリマス、然ルニ我國ノ制度ニ於キマシテハ總テ司法ノ主管ニアラズシテ未決監……既決ハ勿論未決監獄モ合セテ内務省ノ主管ノ下ニ置カレル、其監督ト云フモノハ司法ノ監督ニアラズシテ矢張り内務行政ノ監督ニナツテ居ルノデアリマス、此事ハ監獄ノ取締ノ上ニ附キマシテ餘程關係ヲ持チマスルコトデアリマス、主管問題ニ附イテハ無論明瞭ナルコトデアアラウト思ヒマスケレドモ是ハ今日マデ地方ノ經濟ノコトデアリマスレバ無論内務省ニ於テ主管スルト云フコトガ今日マデハ餘儀ナイ次第デアツタノデアアル、然ルニ之ヲ適當ナル所ニ移シテ刑ノ執行、刑ノ目的ヲ達スル所ノ方針ヲ採ラレルノガ今日適當ナルコトデアツテ、又目下ノ急務デアラウト本員ハ固ク信ズルノデアリマス……

此案ノ理由書ニモ書イテアリマスル

通り治獄ノ統一改良ヲ圖ルト云フコトハ即チ本案提出ノ、主眼トモナツテ居ル所ノモノデアリマスルニ依ツテ、其統一改良ヲ圖ルト云フコトニ附キマシテハ飽クマデ其目的ヲ達セナケレバナラヌノデアリマス……ソレガ爲ニ統一改良ヲ加ヘ犯罪ヲ豫防シ改良感化ノ道ヲ施ク上ニ於テハ私ハドコマデモ出來得ルダケノ費用ヲ掛ケテ出來得ルダケノ改良ヲ加ヘテ此目的ヲ達シナケレバナラナイ、刑法ヲ國家ガ設ケテサウシテ罪人ヲ刑罰ニ處スル以上ハ姑息ノ計ヲ以テ一旦病院ニ入レタ者ヲ出シテ又入レルト云フヤウナ厄介ナコトヲシテハナラヌト私ハ思フノデアアル、實ニ監獄ハ監獄タルノ目的ヲ達セバナラナイ、是ガ國家ノ責任デアアル、國家ノ經濟ニ移サネバナラヌ國庫支辨ニセネバナラヌト云フノニ論ノナイノハ何デアリマスカ、即チ國家ガ皆同一ニ引受ケテ同一ニ取扱ウテ區々ノ取扱ヲセズシテ統一改良ヲ圖ルト云フコトガ第一ノ目的デアアルカラコソ國庫支辨ニスルコトハ論ガナイノデアアル、今日委員會ニ於テ或ハ議場ニ於テ政府ガ明言シタ所ノコトヲ忘却スルナ、其上ハ増スコトハ出來ナイ

ゾト云フヤウナコトデ此案ヲ賛成スルト云フコトハ私共決シテ出來ナイ、姑息ナコトハ出來ナイト思フ……

との反對意見を述べ、此處に於て一旦休憩の後、午後再び開會を爲し討論をつづけ、中に又都築馨六君は起つて

○監獄學者ノ主張スル所ニ據レバ一箇ノ監獄ノ收容スル所ノ人員ノ最高限ハ五百人ガ適當デアアル、然ルニ日本ノ集治監ヲ御覽ニナレバ一集治監ニ平均千人ノ割合デアアル、中々歐羅巴ノ監獄ニ於ケルガ如ク十分ニ發達シタモノトハ云ヘナイ、イケナイニ拘ラズドノ位ノ費用ヲ使ツテ居ルカト云フト七集治監ニ對シテ三十三年度ノ豫算ヲ要求シテ居ル所ハ九十萬八千、チヨット九十一萬圓デアアル、即チ七千人ノ囚徒ノ爲ニ九十一萬ヲ使ツテ居ル、平均一人ノ囚徒ニ對シテ百三十圓、之ヲ此制デ五萬八千、即チチヨット六萬ノ囚徒ヲ容レルニハ幾ラ金ガ掛ルカト計算スレバ七百八十萬ト云フ金ヲ要スル、或ハ集治監ハ事情ガ違フ、罪人ノ重イ者ヲ容レテ居ルノデアアルカラ取締上ニモ十分ノコトヲシナケレバナラズ、又此事ヲ取締ル人間ニ於テモ良イノヲ選

バナケレバナラヌカラ割ニ費用ガ掛ルト云フ御論ガ出ルカモ知レマセヌガ、若シ其御論デアアルナラバ北海道ノ地方監獄ヲ御覽ナサイ、北海道ハ國庫ノ費用ヲ負擔シテ居ル、北海道ノ下ニ立ツテ居ル監獄デ、之ヲ内地ノ府縣ノ監獄ト同ジ種類ノ犯罪人ヲ容レテ居ル監獄デ是ガ幾ラ掛ルカト云フト年々十四萬三千、即チ來年度ノ豫算ニ要求シテ居ル所ハ十四萬圓獄署費ト在監人費用ヲ合セテサウシテ囚人ガ幾人居ルカト云ヘバ千二百人餘、一人平均百二十圓足ラズデアアル、假ニ百二十圓掛リマシタ所ガ全國ノ五萬八千人ヲ容レルニハ七百萬圓、而シテ是ハ經常費ノミデゴザイマス、政府委員モ先日此席ニ於テ云ハレテ曰ク數年前ヨリシテ稍々地方デ手ヲ抜イテ居ル氣味モアル、旁々此際此經常費ニ加フルニ臨時費ヲ以テスレバ八百萬圓ト云フ聲ハ譯ハナク聞クノデアアル、斯ノ如キコトハスルナヨト云フ條件ヲ附ケテ置イテ議決ナサレテモ又サウ云フコトハセヌ積デアアルト云フ説明ノ下ニ案ガ出テモ、是ハ時ノ當局者ノ考ヘデアアルガ無論、時ノ當局者ハ善意ヲ以テサウ務メル積デアアルガ、既往ノ歴史ヲ

顧ミレバ當局者ノ壽命ハ左程長イモノデハナイ。不事ノ事ガ起ツタトキニ膨脹力ガナケレバイカヌト云フノハ豫算ノ原則デアアル……豫算ニ此膨脹力ガナイト云フコトハ如何ニモ心細ク思フ、ソレモ平生極ク平穩無事ノ時デ不時ノ出來事ノアル處ノナイ時機ナラマダ宜イ、然ルニ諸君ノ御承知ノ通り今日デハ列國競争ノ中心ト云フモノハ太平洋ニ確ニ移ツテ來テ居ル、太平洋ノ主權ハ誰レガ握ルカト云フコトハ列國今日躍起トナツテ争ツテ居ル所デアアルト思フ、又隣ノ大陸ノ方ヲ見レバ其模様如何、千八百九十六年ノ英佛ノ協商以來、昨年七月ニ至ツテ獨逸ノ外務大臣ハ其帝國議會ニ公言シテ曰ク「支那分割ト云フコトハ往々耳ニスル、我々ハ自ら進ンデ此端緒ハ啓カヌ積デアアル、ガ如何ナル場合ニ遭遇スルモ空手デ引カヌダケノ準備ト覺悟ハ出來テ居ル、多分旅人ハ何時汽車ガ出ルカト云フコトハ決定スルコトハ出來ナイガ、汽車ガ出テ來タ時ハソレニ乘運レヌダケノ準備ハ出來テ居ル」ト云フコトヲ公言シテ居ル、又其後英露ノ協商、本年ニナツテゴザイマスガ……是等

ハ皆新聞ニ現レテ居ル事實デアアル、斯ノ如キ時勢ニ唯今遭遇シテ居ツテ各國共ニ皆ソレソレ覺悟ト準備ハ十分ニ出來テ居ル、無論一國ノ一大強國ノ外務大臣ガ議會ニ於テ斯ノ如キ言葉ヲ發スルニ至ツテハ準備ノ程度モ餘程進ンデ居ルト云フコトハ明デアラウト思ヒマス、我國ノ當局者モ無論相當ノ準備ト覺悟ハアルデアリマセウケレドモ、今日一步デモ財政ノ鞏固ヲ危クスルヤウナ所爲ハ之ヲ實行スルノ前ニ三たび省ミナケレバナラヌコト、深ク信ズルノデアリマス、又軍備ノ方デモ、今日ノ軍備擴張ト云フモノハドウデアアルカト云ヘバ其當時、即チ軍備ノ擴張計畫ヲシタ當時ニハ列國ノ戰鬪力ヲ基礎トシテ立ツタモノニ相違ナイト思フ、然ルニ其後列國ガ日本ガ擴張シタト云フコトヲ基礎ニシテ大擴張ヲヤツテ居ル、二三日前ニ、本月十三日發ノ倫敦ノろいてるノ電報ヲ見マスレバ獨逸ガ海軍ノ計畫ヲ倍ニシタト云フコトガ新聞ニ現レテ居ル、兎ニ角此東洋ニ力ヲ注ギ東洋ニ戰鬪力ヲ集中シツ、アルト云フ事實ハ明カドラウト思フ、此時ニ當ツテドウツ財政ト軍備ダケハ充實ナモノヲ以テ、安心

シテ居ラレルダケノモノニシテ置キ
 タイヤウニ思フ……私ハ先刻モ御断
 リシテ置イタ通り監獄ハ是非トモ今
 日ハ改良シナケレバナラヌ、既ニ監
 獄タルニ耻ヅルノガ幾ラモアルノデ
 アリマスカラ今日ニ於テ監獄ノ改良
 ハ最モ急務トスル所デアリマス、而
 シテ其改良モ金ガナケレバ出来ヌト
 云フコトモ承知シテ居ル、而シテ此
 金ヲ府縣カラ出セヌト云フコトモ亦
 承知シテ居ルカラ無論其改良ヲ圖ル
 ニ附イテハ政府カラ金ハ出スガ宜イ
 ト思フガ、併シナガラ同ジク三百五
 十萬圓出スナラバ、今日ノ儘引受ケ
 テ之ヲ政府ノ負擔ニスルニアラズシ
 テ三百五十萬圓ノ中、幾部分カラ補
 助費トスルナリ、或ハ獎勵費トスル
 ナリ、或ハ聯帶支辨トシテナリ、幾
 分百萬圓デモ二百萬圓デモ府縣へ出
 シテヤル、即チ今日府縣ガ三百五十
 萬圓負擔シテ居ル上ニ百萬圓ナリ二
 百萬圓ナリ出シテヤルナラバ、監獄
 改良ノ目的ヲ達スルコトガ出来ルノ
 ミナラズ、財政モ危ウスルコトハナ
 カラウシ且ツハソレガ爲ニ有リタケ
 ノ金ヲ使ツテシマウト云フヤウナコ
 トハナイノデアリマスカラ、他ノ必

要事業ニ妨害スル虞モナイダロウト
 思フ……兎ニ角三百五十萬圓ト云フ
 モノヲ出シテ監獄ヲ自分ノ手ニ引受
 ケテ、而モ其日ヨリ一文モ使ハセル
 コトガ出来ズシテ從ツテ改良ヲ圖ル
 コトガ出来ナイト云フ案ニ比スレバ
 從前府縣デ負擔シテ居ツタモノヲ其
 儘仕来リトシテ負擔セシメテ其上ニ
 改良ヲ圖ルトイフ策ガ、改良ノ目的
 ヲ達スルコトデアラウト思フ、旁々
 本案ニハドウモ賛成スベキ強イ理由
 ヲ見出セヌノデゴザイマス、却ツテ
 改良ノ目的ヲ達セムト欲スレバ唯今
 申シタ如キ聯帶支辨ナリ或ハ補助
 ナリ、或ハ獎勵費ナリノ形ヲ以テ三
 百五十萬圓ノ一部ヲ下附シタ方ガ却
 ツテ目的ヲ達スル上カラ得策ダト思
 ヒマスカラ一言反對ノ意見ヲ……
 との反對意見を述べたのに對して松平
 正直君は直ちに起つて之を駁撃して

カラ地方支辨ハ歴史ナリト斯ウ御話
 ニナツタ、是ハ本員ノ見ル所トハ大
 變ナ反對デアリマス……決シテ監獄
 費國庫支辨ノ歴史上ハ慣習トシテ行
 政費ノ分配ノ中ニ這入ルノデハナ
 イ、此歴史ヲ一ト通り御話スレバソ
 レガ分リマス、此歴史ト云フモノハ
 都築君モ御承知ノ通り明治ノ十三年
 ニ於テ布告ノナツタ爲ニ此法案ノ通
 過ヲ見ナイ、而シテ二十七年後八年
 九年三十年三十二年ハ即チ二十七八
 年ノ戰役、サウシテ戰後ノ經營ト爲
 リマシテ、其時コソ如何ニモ都築君
 ノ云ハレル通り焦眉ノ急ノ爲ニ監獄
 費支辨ヲ爲スト云フ途ガ有リヤウガ
 ナイ、其結果トシテ昨年増税マデニ
 至リマシタ、然ルニ幸ニ昨年増税ノ
 結果トシテ今年ニ於テハ監獄費國庫
 支辨ヲ爲シ得ル政府ニ餘力ガアルト
 云フ政府ノ經濟ノ方針ガ立ツタカラ
 此案ガ出タノデアアルト本員ハ信ジテ
 居リマス、シテ見マスレバ國會、殊ニ
 貴族院トシテハ是々デノ歴史ガアル
 以上ハ之ヲ歡迎シテ可決スル外、他
 ニ議論ノアリヤウハナイト存ジマス
 と本案に賛成の意見を述べたのであつ

た。茲に於て男爵西五辻文伸君は討論
 終局の動議を提出したるに多數の賛成
 者を得た。子爵谷干城君は反對論に對
 するとこの政府の意見を質したけれ
 ども之に應ずる者なくして、終に討論
 終局の動議を可決した上、議長公爵近
 衛篤磨君は本案の採決に付いて記名投
 票又は無記名投票の兩様の要求ある旨
 を告げて、順次採決の結果無記名投票
 を以て本案の採決することに決した
 ので、直ちに採決を行つたところ六十
 人票に對する百五十一票の大差を以
 て本案の第二讀會を開き、續いて第
 三讀會を開いて、本案は茲に明治三
 十二年十二月二十日貴族院本會議に
 於て、遂に可決するに至つたのであ
 る。
 明治十三年十一月太政官布告に依つ
 て地方支辨となつてから後、約十年朝
 野の問題となり幾多紛糾を重ねたとこ
 ろの「監獄費國庫支辨ノ法律案」は上
 述の様な経緯によつて、茲に貴、衆兩
 院を通過し、上奏御裁可を経て明治三
 十三年一月十五日法律第四號を以て公
 布、茲に終幕を告げたのである。
 (七九)

大東之亞道光

溫故知新

佐伯復堂

敬神崇祖と報本反始

敬神崇祖は我國の國體に伴ふ極めて重
 要なる道德で、其の精神は取つて大東
 亞各列國に移植することを得。敬神崇
 祖の所謂神、或は我國は神國ナリの所
 謂神の意義は、固より人格的神であつ
 て、理想的神、自然的神でなく、祖先
 的神、偉人的神である。(照本夏氏神
 社概説)この人格的神と國體と結びい
 て現出した神社を選擇して、之に敬虔
 の祭祀を捧げるのである。その祭祀に
 於て家族的、民族的、國家的の區別あ
 るも、神社祭祀と稱するものは、其の
 中の民族的國家的の祭祀である。而し
 てこの祭祀の種類には、報賽、奉告、
 祈願、祓除、祝福の五項を數へること
 が出来る。祭祀の祭神は、祖先なるも
 のあり。祖先ならざるものがあるが、我
 國臣民の祖先は、溯及すれば大率、祭
 神となるのである。我國の國風は、た
 とへ國家の祭神ならざるも、氏族の祭

神なるものあり。氏族の祭神ならざる
 も、一家の祭神なるものあり、敬神崇
 祖は、大和民族たる以上、如何なる臣
 民にも、なさればならぬものにて、こ
 の心を轉用すれば、大東亞各列國悉く
 その要を感ずるであらう。儒教には、
 「慎終、追遠、民德歸厚矣」(論
 語、學而篇)とあるが、慎終と追遠
 は、正に祭祀の意味になるであらう。
 人は總じて死してしまへば實際に用な
 してとして俄に態度を變ずるものあり、ま
 して死後、年経れば全く忘却して顧み
 ざるものがあるが、終焉には遺憾なく葬
 送の道々盡し、死後年経るも生前を追
 思つて祭祀を懈らず、かうした習俗は
 靡然風をなせば、這間の人々はおのづ
 から敦厚となり、人情は漸く輕薄を厭
 ふに至らざらう。又同じ儒教に、
 「報本反始」(禮記、郊特牲)とい
 ふ教がある。これ即ち吾人の根本たり
 始原たる神々や祖先に立返つて其の恩
 德に報い奉らねばならぬといふことを
 訓へられたもので、趣旨の歸する所は
 敬神崇祖と同じである。かうした報恩
 の道は、他の佛教にも隨處に見えてゐ
 るが、之を推しても敬神崇祖の精神
 は、外つ國到る處に一致性の教訓ある

ことを見出さるゝものと考へられる。
 但、西洋各國の祭祀は、多くは恐怖心
 から其の靈を鎮慰せんとする等、止む
 を得ざる仕儀より出でたるものと見え
 るが、我國などの祭祀は、一般 報本
 反始の至情より流露したもので、其の
 動機、於て大に異なるものがある。
 (杉浦重剛の倫理御講草案、櫻積陳
 重の祖先祭祀と日本法律)各家庭に於
 ける神棚、又各地に散在せる神社(無
 論、祖先崇敬の靈場)を、報本反始の
 忱を致し追遠感謝の意を表するものと
 いふ道德的觀點から見て、敬神崇祖
 は、我國の國民に蓋、須臾も忘るべか
 らざる存在である。神武天皇四年春二
 月「我皇祖靈也、自天降鑒、光臨
 朕躬、今諸虜已平、海内無事、
 可以祀天神、用申大孝者
 也」(日本書紀)と詔したまふ。この
 聖志を奉じて益々保持擴大するは、こ
 れ即ち大孝の線に沿ふ所以である。儒
 教には、孝養はよく父母の身體を養ふ
 のみならず、その心情を安んぜねばな
 らぬと指導してゐるが、吾人はこの神
 武天皇の大御心を體し、心底から敬神
 崇祖の實を示さねば、日本臣民たる道
 徳に缺如する所なしとしない。難有心

を以て神參りすれば、涙が流るゝ難有
 さを感じらるゝものである。「何事の
 おはしますかは知らねども忝さに涙こ
 ぼるゝ」とは、獨り西行法師ばかりで
 ない。畏くも皇上は、事に、祭祀
 せさせ給ひ敬神崇祖の洪範は、柄とし
 て天下を照し給はれてゐる。又近ごろ
 の御詔勅を拜するに、「神祇ヲ崇メ祭
 祀ヲ重ズル皇國ノ大典、政教ノ基本
 ナリ」(明治元年十月十三日千代田城
 入御の際の詔)、とあり、御即位の詔
 勅中には必ず、「朕祖宗ノ遺烈ニ頼
 リ」の御聖旨がある。我國の國體とし
 ておのづから祭政一致のまつりごとを
 生み、現在でも神皇は一體、祭政は一
 本で貫いてゐる。神を祭る心を以て民
 を治むる心とする。これが祭政一致の
 大本である。但、時代に依り祭政一致
 の形式を異にするは言ふまでもない。
 尙ほ皇祖は、一般に天祖と共通して、
 天照大御神を稱し奉り、皇宗は神武天
 皇以後今上天皇以前の歴代天皇を稱し
 奉るが、これは書に依りて必しも一定
 しない。又、敬神崇祖は神道の専有で
 はなく、從つて神道教會及神道十三派
 の宗教は、敎上の道德とは、固より別
 箇の存在である。

莊子物語

齊物論

(四)

聰 八 郎

以指喻指之非指、不若以非指喻指之非指也。
 以馬喻馬之非馬、不若以非馬喻馬之非馬也。
 天地一指也。萬物一馬也。
 可不可、不可乎不可。
 道行之而成、物謂之而然。
 惡乎然、然於然。
 惡乎不然、不然於不然。
 物固有之、物固有之。
 無物不然、無物不可。
 故爲是舉、莛與楛、厲與西施、恢恠憼怪、道通爲一。
 唯達者知通爲一。
 爲是不用而寓諸庸。庸也者、用也者、通也。
 通也者、得也、適得而幾矣。
 因是已、而不知其然、謂之道。
 勞神明爲一、而不知其同一也。謂之朝三。
 何謂朝三。曰、狙公賦芣。曰、朝三而暮四。
 衆狙皆怒。曰、然則朝四而暮三。衆狙皆悅。
 名實未虧、而喜怒爲用。亦

この世の物みなは振假名がつけてある。そのなかに生れて来た我れは、生れながらに相對の桎梏をはめられてしまったのだ。
 小さき己が知識をふりかざして、物の是非を辨へようとする事になれて、我と我知を照すことが出来ぬ。
 恰も刀は刀自らを斬ることは出来ず、眼は眼自らをみる事が出来ないやうに。
 されば相對の知をもつて動かしやすきことは、指をもつてその指が指でないといふことを諭すよりは、指でない他のもので、その指が指でないといふことを諭す方がわかり易い。馬をもつて、その馬が馬でないといふことを諭すよりは、馬でない他のもので、その馬が馬でないといふことを諭す方がわかり易い。しかるに、天地はあげて唯一の指である。他に何ものも指すべきものはない。萬物は一切あげて唯一の馬である。他に何ものも諭すべきものはない。

あゝかの公孫龍の如く、物論に巧みなるものも、また何の詭辯を施すべき餘地があらうぞ。
 可きは可しとし、可からざるは可からずとする。
 大道は異論なく可、不可をのせて流れて隙間がない。
 故に道行へば、おのづから事を成し、物謂へばおのづから然うであるとする。
 肯定、否定、何れかに着せざるを得ない。
 どのやうなものを然りとするか。然るべきものを然りとするか。どのやうなものを然らずとするか。然らざるものを然らずとするか。物には自ら、然るべきものがあり、可しとするものがある。
 物みなは然らざるはなく、可からざるはなく、それ／＼無爲自然の大徳を具足してゐないものはない。
 さればかの莛、楛、楛柱とは、各々異れども、相互に具足してもつて、共に殿樓を成り、厲と西施とは、一はまたとなき醜婦であり、一は天下の美人であるけれど、あざみの花はあざみの花の趣きあつてすがたなく、牡丹の花は、牡丹の花の富貴がある。
 或は恢恠れ、或は憼怪き、大いに異なるのである。

然るにこれを好むことや、自りに異なるものを他に求むるからである。そのこれを好むことや、そのことを他の上に明かにせんと欲ふからである。内のわが知すでにかぎりありて、而も外の相對世界に、限りなきものを明めんとす。
 これ明かにすべからざる相手の上に、これを明めんとするのである。
 遂に申論ノ駁、堅白同異の説を爲し、亂れ争ふことと終る。
 又昧しといはねばならぬ。
 其の子孫後弟は、残されたるもの、上にその道を求めんとしてゐる。一生涯それにとりかゝつても成し得べき筈はない。
 かくてもその道にいたりうべくといは、我とても成るべきである。
 かくてもその道にいたりうべからざるものをいはず、
 物みなは我とともに成ることが無い。この故に、滑疑のうちに確をみ出すは聖人の圖るところ、
 これこそ、我が小知のうちには大知を觀、我が日常茶飯の用きの上に天地の用きを觀るものである。
 これこそ、天地の明鏡をかゞぐともいふべく、
 一切の自他紛亂の論も忽ち息むであらふ。

因是也。
 是以聖人和之以是非、而休乎天鈞。
 是之謂兩行。
 古之人其知有所至矣。惡乎至。有以爲未始有物者。至矣。盡矣。不可以加矣。其次以爲有物矣。而未始有對也。
 其次以爲有對焉。而未始有是非也。
 是非之彰也。道之所以虧也。道之所以虧、愛之所以成也。果且有成與虧乎哉。果且無成與虧乎哉。有成與虧、故昭氏之鼓琴也。無成與虧、故昭氏之鼓琴也。昭文之鼓琴也。師曠之枝策也。惠子之據梧也。三子之知幾、皆其盛者也。故曰、之末年。
 唯其好之也、以異於彼。其好之也、欲以明之彼。非所明而明之、故以堅白之味終。
 其子又以文之輪、終身無成。若是以而可謂、雖我亦成。若是以而不可謂、成乎、物與我無成也。
 是故滑疑之韻、聖人之所圖也。多是不用而寓諸庸。此之謂以明。

らしめんとして、固よりすべて同じ道たることを知らず。
 まことに哀れむべし、これをこれ朝三暮四といふ。狙公が子を狙に食せんとして、朝に三つ、暮に四つ與らうといつたり、衆狙はみな嘴をむき出して怒りたてた。
 それならば朝に四つ、暮に三つ與るぞといつたら、衆狙は皆悦んだ。
 名實未だいさ／＼も虧くるところがないのに、或は喜び、或は怒り、すでにその用きを表はしてゐる。
 これ己が小知をほこり、これを是として無礙の大道を明めざるに因る。是をもつて聖人は、これが調和を是非の上にしめし、
 而して天地自然の大調和の上に休らふのである。これを天鈞といふ。
 恰もかの彌次郎、衛といふ現共がたとへ一本の針の分端にも休らうがやうなもの、
 左右の脚あつて人はよく歩み、善惡あつて人はよく大道にいたる。これをこれ兩行といふ。
 古の人は、その知至るものがある。どうやらに至れるかといふに、いまだ始めから物といふものを認めぬ

のである。
 すでに物を認めぬのである。以て至れり盡せりといつてもいゝ。何といひ加ふべきことはない。
 その次は物の存在を認めるが、未だ始めから、それが相對するものを認めぬのである。その次は、物の相對は認めるが、それが未だ始より是非あることを認めぬのである。
 是非の彰れて来たことは、道の虧くる所以である。
 道が虧くるところに、愛著が成る。果して且た、その道の成るの、虧けるのといふことがあるか。
 果して且たその道の虧くるの、成るのといふことが無いのか。
 凡そ流轉するが故に、物には自ら成ると虧くるところがある。
 だから彼の昭文子(音楽の聖人)は琴を鼓くのである。
 だから昭文子は琴を鼓らさぬのである。
 彼の樂聖昭氏の琴を鼓き、師曠が策を枝つて揮ふ。
 或は彼の賢人惠子は梧に據れて、朗かに談論ふ。
 みなこれ知の最も顯なるものといふべきである。
 だからこれを末年に載せて、今日に傳へられてゐるのである。

然るにこれを好むことや、自りに異なるものを他に求むるからである。そのこれを好むことや、そのことを他の上に明かにせんと欲ふからである。内のわが知すでにかぎりありて、而も外の相對世界に、限りなきものを明めんとす。
 これ明かにすべからざる相手の上に、これを明めんとするのである。
 遂に申論ノ駁、堅白同異の説を爲し、亂れ争ふことと終る。
 又昧しといはねばならぬ。
 其の子孫後弟は、残されたるもの、上にその道を求めんとしてゐる。一生涯それにとりかゝつても成し得べき筈はない。
 かくてもその道にいたりうべくといは、我とても成るべきである。
 かくてもその道にいたりうべからざるものをいはず、
 物みなは我とともに成ることが無い。この故に、滑疑のうちに確をみ出すは聖人の圖るところ、
 これこそ、我が小知のうちには大知を觀、我が日常茶飯の用きの上に天地の用きを觀るものである。
 これこそ、天地の明鏡をかゞぐともいふべく、
 一切の自他紛亂の論も忽ち息むであらふ。

二、支出見込額ハ過不足調ニ於ケル相當欄金額ト一致スルコト

三、算出ノ基礎欄ニハ概ネ品目、數量、單價及其ノ積算額ヲ示シ事ノ複雑ナルモノハ説明ヲ附スルコト尙支拂義務確定ノモノ及豫算増額上申中ニ屬附表ノ二

(何)年(十月)末日現員現給調

區分	現員	俸給、給料月額	備考
經常部			
(一)俸給ノ項支辨職員			
(イ)典獄以下高等官			
(ロ)看守長以下			
(イ)ノ計			
(二)事務費ノ項			
(イ)俸任待遇者			
(ロ)判任待遇者以下			
(イ)看守以外			
(ロ)判任待遇者			
(イ)看守			
(ロ)判任			
(イ)ノ計			
(二)ノ合計			

記載例
一、本表ハ囑託及應召中ノ者ヲ除外スルコト
二、臨時部モ本様式ニ準ジ連記シ尙末尾ニ經常部臨時部合計ヲ附スルコト

スルモノハ其ノ旨ヲ明記スルコト

四、支出見込額ノ著シキ増嵩ヲ來セル費目又ハ支出常例ニ屬セザル物件費等ニ付テハ特ニ備考ニ其ノ理由ヲ詳記スルコト

(用紙規格B二ツ折)

附表ノ三

(何)年(十月)末日現在囑託現給等調

區分	經常部	通算番號	囑託種目	勤務方法	備考
(一)自應費支辨囑託				月手當額十二月慰勞	
(イ)定員内				(又ハ無金(三月)見備)	
(ロ)定員外				給ノ別)込額	
(イ)ノ計					
(二)特本					
(イ)ノ計					
(ロ)ノ計					
(イ)ノ計					
(二)ノ合計					

記載例
一、自應費支辨囑託トハ其ノ採用者ガ認可ヲ經タルト否トニ拘ラズ又定員内タルト定員外タルト問ハズ總テ既定豫算ヲ以テ處辨セララルモノ又本省指令特認囑託トハ本省ノ指令又ハ特認ニ依リ定員外トシテ採用セル者ニテ其ノ囑託手當(無給者ニ對シテハ慰勞金)ハ當然豫算増額セララルモノヲ指稱ス但シ定員内ニ於テ採用セル囑託ノ月手當額ガ囑託月手當配賦豫算ノ平均額ヲ超過シ其ノ超過額ニ依リ認可セラレ豫算増額ヲ受ケ居ルモノニ付テハ自應費支辨囑託ト看做スコト

二、認可年月日通算番號欄ニハ當該者ニ付記載スルノ外前號但書ニ依ル自應費支辨囑託ノ囑託月手當平均額ノ超過額ヲ併記スルコト

(用紙規格B二ツ折)

現定員	管理員	計	備考
主員			
要員			
作業員			
計			
官用夫			
其他			
總定員			
備考			

一、收容人員
二、就業人員調 (昭和)年()月()日現在()何々刑務所

三、囑託種目欄ニハ擔任事務又ハ技術ヲ記載スルコト

四、勤務方法欄ニハ當時勤務ニ服スルヤ否ヤノ區分執務時間等ヲ記載スルコト

五、備考欄ニハ當該囑託ノ社會的地位、前年度同期慰勞金給與額其ノ他參考事項ヲ記載スルコト

六、臨時部モ本様式ニ準ジ連記シ尙末尾ニ經常部臨時部合計ヲ附スルコト (第一表)

通牒

就業人員調書改正ニ關スル件

昭和十五年十二月十二日行甲第一四九號標記調書ハ今般更ニ之ヲ改正シ四月分ヨリ別紙第一表及第二表様式ニ依リ提出相成度候

追而昭和十六年十月二十三日行甲第一七二三號「就業人員並ニ看守配置現況報告」ハ爾今不及提出候

本所	憲役	禁錮	計	備考
軍需				
官公需				
民需				
合計				
官司委託計				
官司委託受負計				
合計				
備考				

一、收容人員
二、就業人員調 (昭和)年()月()日現在()何々刑務所

記載例
1. 本調書ハ毎月十五日及月末現在(當日免業ナルトキハ其ノ前日)ニ於テ調査作成シ直ニ提出スルコト

2. 支所人員ハ當日本所ニ於テ調査可能ノモノニ依リ記載シ別ニ其ノ調査月日ヲ備考欄ニ記載スルコト例

(第二表)

就業人員調 (昭和)年()月()日現在()何々刑務所

一、收容人員
二、就業人員調 (昭和)年()月()日現在()何々刑務所

三、囑託種目欄ニハ擔任事務又ハ技術ヲ記載スルコト

四、勤務方法欄ニハ當時勤務ニ服スルヤ否ヤノ區分執務時間等ヲ記載スルコト

五、備考欄ニハ當該囑託ノ社會的地位、前年度同期慰勞金給與額其ノ他參考事項ヲ記載スルコト

六、臨時部モ本様式ニ準ジ連記シ尙末尾ニ經常部臨時部合計ヲ附スルコト (第一表)

未決		勞役		拘留	
計	計	計	計	計	計
合計					
官用夫 (管理定員)					
監獄					
人名	員業	人名	員業	人名	員業
計		計		計	
名	名	名	名	名	名
計		計		計	
名	名	名	名	名	名
計		計		計	
名	名	名	名	名	名
計		計		計	
名	名	名	名	名	名

何々支所 (本所ノ例ニ準ジ就案内譯ヲ記載スルコト)

記載例

1. 本調書ハ毎年度四、六、八、十、十二ノ各月末現仕(當日免業ナトキハ前日)ニ於テ二通作成シ翌月十日迄ニ各一通宛本省及代表刑務所ニ提出スルコト
2. 獨居人員ハアラビヤ數字ヲ以テ再掲ヘルコト
3. 業種ノ記載順序ハ從前通トシ現ニ施行ヘル業種ノ記載スルコト
4. 備欄ニハ各業種ニ付特別ナル事項ヲ記載スルコト

例(ハ紙細工備欄ニ何紙紙函證)

金物工又ハ運搬ニ付何職通役 藥袋締(シ)ノ名 土ニ付込込何橋外作業 耕松ニ付何農場ノ名等ノ如

召集復歸日時 種類 應召部院 所屬 階級 官職 氏名

昭和十八年三月勅令第三十九號大東亞戰爭ニ際シ海軍ニ召集セラレタル文官等ノ補給及復歸ニ關スル件ニ依リ定員外ト爲リタルトキ及其ノ者所屬官職ニ復歸シタルトキハ内閣ニ報告スルキ旨内閣官房人事課長ヨリ照會有之候ニ付テハ爾等左記様式ニ依リ正副二通作成共ノ都度直ニ當局宛報告相成度候ニ付本令施行ノ際現ニ應召中ノ高等官、同待遇判官、同待遇中等官、同待遇下等官、同待遇下等官ニ對シテ本令施行ハ來ル四月五日迄ニ當局到着ノ見込ミヲ以テ御提出相成度候召職員ハ爾等今提出ニ不及候

刑務官異同	
三月十日	清水英夫(長野)
三月十二日	宇都木武(廣川)
三月十七日	田中清一(浦和)
三月十八日	白倉通雄(浦和)
三月十八日	戸井七郎(千葉)
三月十八日	山田祐悟(神志)
三月十八日	荒木勝美(神志)
三月十八日	澤田道雄(府中)
三月十八日	五島哲(久留米)
三月十八日	無盡聲(小川原)
三月十八日	宇野海(滋賀)
三月十八日	平田諦純(松本)
三月二十日	子島寅藏(浦和)
三月二十二日	齊藤令治(長崎)
三月二十二日	山路庄五郎(伊豆)
三月二十三日	岡本進(三河)
三月二十三日	黒田虎雄(神志)
三月二十三日	松田勇(水戸)
三月二十三日	鹿島三郎(千葉)
三月二十三日	大浦武儀(高崎)
三月二十三日	宮下幸雄(新野)
三月二十三日	菊浪春夫(京)
三月二十四日	大畑好藏(五條)
三月二十四日	堀池猪太郎(金澤)
三月二十四日	中村外喜男(奈良)
三月二十四日	茂木嘉勝(高知)
三月二十四日	吉井直城(長崎)
三月二十四日	江藤正人(松江)
三月二十四日	馬場敬藏(浦和)
三月二十四日	加藤專精(小倉)
三月二十四日	岡田敦(京)
三月二十四日	浅見好持(神志)
三月二十四日	海谷一晋(甲府)
三月二十四日	澤井信義(高知)
三月二十四日	本多龍馬(奈良)
三月二十四日	河野義道(京都)
三月二十四日	小笠正義(川越)
三月二十四日	小玉賢道(松江)
三月二十四日	岩住長雄(青森)
三月二十四日	龍野常圓(岡山)
三月二十四日	佐藤次海(鹿島)
三月二十四日	角道晃(岩手)
三月二十四日	大橋大秀(神志)
三月二十四日	菊屋公正(長崎)
三月二十四日	了慧(盛岡)
三月二十四日	濱山大巖(金澤)
三月二十四日	山内順(名古屋)
三月二十四日	龍山峻(神志)
三月二十四日	小室華雲(神志)
三月二十四日	寺真均(神志)
三月二十四日	柏原惠秀(神志)
三月二十四日	乙坂佳性(大)

定規稿投

(守蔵日十二月毎切締)

刑務所だより

用紙 四百字詰原稿用紙
字數 一千六百字以内

送先 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地
刑務協會「刑務所だより」係宛

讀者の聲

用紙 四百字詰原稿用紙
字數 一千字以内

送先 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地
刑務協會「讀者の聲」係宛

俳壇・歌壇

課題 隨意

用紙 官私製葉書
俳句は一葉に五句迄 短歌は三首迄

送先 東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地
刑務協會 俳・歌壇宛

寄稿家紹介

- 中尾文策 横濱刑務所長
- 三雲祥之助 洋畫家
- 小林次郎 貴族院書記官長
- 末田ます 東京市囃託
- 諫訪令海 廣島淨寶寺住職
- 添田知道 作家
- 林 秀 著述家
- 大石 武 逓信省囃託
- 島 正雄 貴族院屬
- 佐伯復堂 東洋古典研究家
- 聰 八郎 漢學者

編輯後記

△漸く一應の四十頁體制を整備したつもりである、とここに書いたのはわずかに前號のことであるが、さらに又重ねて減頁の指令に接することとなつた。痛ましい。が、やむを得ない。時の動きはかくも厳しいのである。われ人共に些の憂如たるをゆるされることが分る。編輯部は一段の努力を傾けあらゆる手段を盡くして紙面の充實を期する。いつも云ふことだが、讀者各位の御協力を俟つ。

△次號から三十二頁となる。
△このため、時事トピック・外交講話・温古知新・書道の四を一先づ割愛しなければならぬが、右御寄稿の四氏に對しては本誌改編以來の御厚情をここに深謝したい。
△「隨筆・教育者」の添田知道氏の「教育者」が本年度の新潮賞(第二部・大衆文藝)を獲得せられた。さもあるべきことながら、やはり、われわれも、よろこびは大きい。
△五月、空はあかるい。

一冊(税共)	金三十錢
六冊(税共)	金一圓八十錢
十二冊(税共)	金三圓六十錢

御注文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届下され

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十八年四月二十八日印刷 納本
昭和十八年五月一日發行

東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地
編輯人 大原 虎 夫
兼印刷人
配給元 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所
發行所 刑務協會

電話掛號 二三四四・三八二五
電話掛號 東京二五〇五九番

我々は、戦場に、職場に、家庭に、今日
の決戦、明日の決戦を戦ふと共に、多少時日はかかつても必ず敵
米英の心臓部に匕首を突きつけ
ねばならない

かうして戦ひ抜いてこそ始めて、

犠牲となられた英靈に、

本當に靜かに眠つて戴くことができるのである